

川崎大師教学研究所紀要・第10号抜刷
令和七年三月二十一日発行
川崎大師教学研究所

江戸初期における戒律復興の一面

―現光寺雲松実道を中心に―

佐
竹
隆
信

江戸初期における戒律復興の一面

―現光寺雲松実道を中心に―

佐 竹 隆 信

一、はじめに

鎌倉時代、唐招提寺覚盛（一一九四～一二四九）や西大寺叡尊（一二〇一～一二九〇）、東大寺戒壇院円照（一二二〇～一二七七）らは自誓受戒によつて具足戒を受戒し、戒律の復興をはかった（三聚淨戒羯磨による受戒によつて、菩薩戒としての摂律儀戒によつて別解脱律儀としての出家戒・沙弥戒・沙弥尼戒、具足戒など）を同時に受戒できる方法〈通受〉を考案。それによる受具が可能であるとした。その後再び戒律の衰退期を迎えるが、江戸期に至り彼等の意志を受け継いだ槇尾山平等心王院明忍（一五七六～一六一〇）を先驅者として、再び戒律復興運動が展開される。特にその中でも槇尾山西明寺（平等心王院）・河内野中寺・大鳥神鳳寺を中心とした「律の三僧坊」の形成は、江戸期戒律復興運動の隆盛を支えた必要不可欠な要素で

あったといえよう。これらは持戒清浄な律僧の誕生を促し、さらに真言宗僧だけではなく、天台宗・禪宗・浄土宗・日蓮宗僧の間にも律僧が誕生し、それらの律僧同士が交流を重ねて多角的に影響しあったことにより律僧・律院間での多様なネットワークを形成した。その結果として真言宗では浄厳（二六三九～一七〇二）や慈雲（二七二八～一八〇四）などに代表される高名な律僧の輩出、近代まで続く律灯を紡ぐ原動力へ繋がった点は江戸期律僧の功績といえよう。

ここで江戸期戒律復興の旗手である明忍の生涯を概観しておきたい。明忍は長じて高雄山神護寺の晋海（？～一六一一）について出家して密教を学び、あわせて戒律復興の強い意志を持つようになる。この後、元法華（日蓮）宗僧の慧雲寥海（？～一七一）や真言宗僧友尊全空（？～一六一〇）と出会って持戒堅固への志を同じくし、慶長七年（一六〇二）には晋海・慧雲・友尊・玉円空溪（？～一六二二）とともに西明寺にて自誓受戒を遂げている。^六そして明忍は律学研鑽（正式な別受による受戒を求めて）のため中国に渡ろうと計画するも国禁に抵触するため断念せざるをえず、病により対馬で示寂したと伝わっている。この早逝した明忍については、^七

・真言宗僧（西大寺）

堯遠不筌（？～一六五三）……『開山明忍律師仮名行状』

・日蓮宗僧

元政日政（一六二三～一六六八）……『楨尾平等、心王院興律始祖明忍律師行業記』

・黄檗宗僧（臨濟宗）

月潭道激（一六三七～一七二三）……『楨尾平等心王院故弘律師始祖明忍和尚行業曲記』

などの多様な諸宗の僧による伝記が知られており、西明寺を基盤とする「戒律」を通じた交流の一端がうかがえる。

それらの交流をもたらしたのが明忍であつたのはいうまでもないが、これ以降戒律復興運動が時代とともに広がるにつれて、その流れから各々の主とする教義のもとで戒律復興運動が展開されていったことは見逃せない。^八特に西明寺の真空了阿^九（一五九三～一六四七）のもとで受戒した元政日政は法華律ともいふべき「草山律」を説き、慈忍慧猛^二より菩薩戒を受け、後に野中寺にて自誓受戒をした慈空性憲^三（一六四六～一七一九）や、その弟子である洞空慈泉^{一三}（一六四五～一七〇七）、さらに野中寺の戒山慧堅^四（一六四九～一七〇四）のもとで自誓受戒した敬首祖海^一（一六八三～一七四八）や、戒山慧堅・湛堂慧淑^五（一六六九～一七二〇）のもとで学んで自誓受戒をした性激靈潭^一（一六七六～一七三四）らは「浄土律」を唱えた。天台宗では妙立慈山^{一六}（一六三七～一六九〇）・靈空光顕^{一七}（一六五二～一七三九）が「安楽律」といわれる『四分律』への回帰を主張した。そして真言宗では浄嚴覚彦^{一八}の「真言律」や慈雲飲光の「正法律」などが代表されるものであり、大いに隆盛したことが知られている。

このような江戸期戒律復興運動の特色の一つとして、比丘自身が主として学ぶ教理（宗）の枠を超えて興律運動（戒律受持や研鑽）が展開されたという点が挙げられよう。これら江戸期興律運動初期の僧房

や律院について上田靈城氏は「律為本の思想が強い」と評し、さらに江戸中期頃より靈雲寺浄嚴を筆頭に「各宗門為本の戒律思想が生じる」と指摘されている。これは「律為本」〇〇律を中心に学び他を兼学すること、「各宗門為本」〇〇例えば真言宗僧であれば真言宗を主として学び、それをもって律を解釈し研鑽すること(もしくは律宗を兼学すること)、という意味になる。しかし、この上田靈城氏が提示した「律為本」には疑問が残る。そもそも「律」自体は必ず付宗(仏教の何かの宗・教えに付随するもの)とされた律宗において受持研鑽されてきており、そのみで教義をたてることはない。それは南山道宣(五九六～六六七)や鑑真(六八八～七六三)が天台宗を主として学び行じていたことから知られよう。加えて本来「律宗」とは大乗菩薩僧の戒として律を学ぶことを指し、律を学び行ずる集団を指す言葉ではないからである。ただ本稿ではあくまでも「戒律復興運動における律僧の交流」という視点で考察を進めるため、この「律為本」という問題について、当時の律僧は「律を中心に学んではいたが、そのみではなく様々な諸宗門を学ぶ僧たち」であつたとする程度に留めたい。

以上を踏まえて本稿では江戸戒律復興運動の中でも初期における興律運動の一側面として、令和五年に所蔵文化財調査の報告書が刊行された京都府木津川市加茂にある現光寺に注目し、そこで活躍した律僧、特に現光寺中興開山の雲松実道(一六三三～一七〇五)と諸宗の律僧との交流に光をあててみたい。現光寺は、江戸期戒律復興の端緒となった槇尾山平等心王院明忍の系譜を引く律院であるが、後水尾天皇一族の後援によって再興され、禅宗僧・浄土宗僧・日蓮宗僧等との関係を示す聖教・文書を大量に伝

えており、江戸時代初期の興律運動を中心とした諸宗交流の状況を解明するキーとなることが期待されるからである。

尚、本稿執筆に際しては稲城信子『日本における戒律伝播の研究』平成十六年三月刊（平成十三～十五年度科研報告書、課題番号一三六一〇四一三）、木津川市教育委員会編『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第一冊』令和五年三月刊（引用時は「現光寺聖教」を頭に付す）、同『現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』令和五年三月刊（引用時は「大智寺聖教」を頭に付す）の三点を中心資料として用いた。

また本論考を執筆するにあたり現光寺兼務海住山寺御住職佐脇貞憲師、大正大学名誉教授苦米地誠一氏、岐阜高専非常勤講師高松世津子氏には多大な資料をご提供頂き、並びにご教導いただいたこと、ここに記して厚く御礼申し上げます。

二 加茂現光寺を中心とした律僧の交流

(イ) 雲松実道と現光寺復興支援者

江戸時代初期、楨尾山西明寺平等心王院（以下、西明寺）にて自誓受戒して、加茂現光寺（現京都府木津川市にある真言宗智山派の寺院・覆養山現光寺）を再興（一六八〇年以降^三）した人物に雲松実道（以下、

雲松)がいる。雲松は『自誓受具同戒録』によれば省我惟空^{二三}(生没年不詳…丹州の人)・我円智岳(？)一六九〇…大原野正法寺^{二四}の二代)・遍了尚雅(？)一六七一…安養寺^{二五}に住す)と共に寛文三年(一六六三)に受戒している。雲松は西明寺で受戒した了惠元如^{二六}(？)一六九〇)の弟子と考えられ、岩松院^{二七}に住していたが本寂慧澄(一六一九～一六七六)の遺託により大智寺住持(第二世)となり、後に荒廃した現光寺を見て再興したとされる^{二九}。近年、この現光寺については木津大智寺^{三〇}(現木津川市にある真言律宗の寺院…橋柱山大智寺)とあわせて京都府木津川市教育委員会による悉皆調査が行われた。この悉皆調査により現光寺における真言や戒律、浄土、禅等の多様な聖教や仏像などが確認された。そもそも現光寺は「調査報告書」によれば、元南都興福寺一乗院の末寺とされ、復興後江戸時代を通じて現光律寺(律院)として隆盛したと伝えられ、明和四年(一七六七)には浄土宗僧の袋中良定^{三三}(一五五二～一六三九)が開いた心光庵を末寺としている。

また大智寺については「調査報告書」によれば大智寺の前身は橋柱寺と呼ばれ、本尊は西大寺中興第二世慈真の指導のもと、橋柱(行基が駆けつけた泉大橋のもの)を用いて作製して安置したと伝わる。その後寛文九年(一六六九)に後水尾法皇の中宮である東福門院より費用を下賜され本寂慧澄が中興し、大智寺と改められたとされる^{三五}。

これら寺院再興には多額の費用が必要とされたのは想像に難くない。雲松は大智寺住持をつとめて後に現光寺を復興したが、そこには支援者として雲松の活動を支えた人々がいた。それら雲松の交流につ

いては苦米地氏が「調査報告書」にて、^{三六}

現光寺の再興には、後水尾上皇（一五九六～一六八〇）とその第一皇女大通文智（一六一九～一六九七）の援助があつたが、その背景として、実道が現光寺再興を願つた興福寺一乗院門跡が、後水尾上皇の第十六皇子である真敬法親王であつたことが関係するであろう。また文智女王が仏頂国師一絲文守（一六〇八～一六四六）の弟子となり出家して、尼門跡である普門山円照寺（山村御所）を開いていることから、現光寺には円照寺に関わる文書と共に禅宗関係の聖教も多い。また一絲文守は、初め槇尾山西明寺の賢俊良永（一五八五～一六四七）の下で出家し、その後に大徳寺沢庵宗彭（一五七三～一六四六）に参じて臨済宗を受けている。

と述べられており、多様な交流を指摘されている。そこでまず雲松が菩薩戒を授け、普門山円照寺を開山した文智女王（一六一九～一六九七）に関して確認していきたい。^{三七}まず延宝八年六月七日（一六八〇）書写の『法華経普門品』^{三八}と『般若心経』^{三九}（書写年は不明であるが同じ一六八〇年か）の包紙上書には「深如院宮真跡／心経並外題／此心経並外題／円照寺文智公主御真跡」とあり、深如院宮（深如海院宮＝文智女王）の真筆写経であると知られる。この年は雲松が現光寺を初めて訪ね、その荒廢をみて復興を誓つた時である。さらに文智女王の実父である後水尾法皇の遷化の年にあたることから「病氣平癒」などを祈り、写経したのであろうか。その詳細な背景は不明であるが、写経の目的として何かしらの意図があつたように思える。^{四〇}

次に苦米地誠一氏も指摘されているように「文智大姉並宝池光院御下賜五条袈娑由緒書」^{四一}の文書奥書によれば、文智女王と後水尾天皇第十八皇女文察女王である宝池光院瑞慶尊賀大姉（一六五四～一六八三）の二人による手縫いの五条袈娑が実道へ下賜されたことを伝えている。この文察女王は光照院（常盤御所）にて出家して住持となり、後に円照寺に移るが住持を相続する前に遷化したとされる。この光照院について「光照院かな消息」^{四三}（書写年不明）の端裏書には「光照院様／宮様御筆也」とあり、それによれば光照院から雲松へ送られた文書ということになる。さらに書写年は不明であるが「光照院文喜宮御真跡般若心経」^{四四}がある。この「光照院文喜宮」とは霊元天皇（一六五四～一七三二）の皇女で文智女王の弟子となり円照寺住持をつとめた大歎文喜女王（一六九三～一七〇二）のことであろうか。もしそうであれば大歎文喜女王が光照院に住した時期に書写した『般若心経』になる。また「光照院瑞慶尊賀大師」^{四五}追善本奥書」には「此　ダラニハ／ヒサノ宮様御九歳……也比宮様ハ／新院様へ御西院ノ宮様也光照院様御弟子也／前光照院瑞慶尊賀大師」^{四六}御中陰／御追福ノタメニ御書写有ル者也／宝池光院瑞慶尊賀大師者／ヒサノ宮様御師匠也」と記されており、一六八三年頃に文察女王の中陰忌に際して追善のため陀羅尼を書写した記録であることが知られる。さらにここで前光照院として文察女王の名前が確認できること、文察女王の没年を考慮すれば「ヒサノ宮」・「比宮」とは文察女王の弟子である大規尊杲女王（^{四七}寿宮…一六七五～一七一九）であろう。

そして時代は下るが霊元天皇の皇女で円照寺第三世永応女王（Ⅱ文応、大寂永応女王…一七〇三～

一七五四）に関する資料として、延宝四年（一六七〇）に作成された「後水尾天皇誕生祝賀諷誦表白」^{四六}があり、識語として「大日本国大和州普門山円照禪寺住持／文応」と確認できるが現光寺との関りは不明である。さらに円照寺第五世で文乗公室（＝大機文成女王…一七八七～一八四六）関係の資料として「東山院様木蘭袈裟袋」^{四七}と「円照寺御開山宮様青色袈裟袋」^{四八}が確認できる。これは東山院＝靈元天皇第四皇子である東山天皇（一六八七～一七〇九）^{四九}と文智女王の袈裟の由緒を記したもので、大機文成女王の名前が確認できる。以上のことから雲松と文智女王、文察女王、その後の現光寺と光照院や円照寺との間に密接な交流があったことが伺い知れる。この交流の発端である雲松と文智女王、文察女王との交流は、おそらく一絲文守を介して結ばれたのであろう。

また文智女王との交流に付随して大智寺中興一世本寂との関連聖教も紹介しておく。^{五〇}それは貞享二年十二月二十二日（一六八五）に書写された「金銀舍利伝之記」^{五一}で、その奥書に「光明后（中）東福門院御隨身舍利本寂師（ヨリ）献上／三蔵相伝（小／円満）開山大通大師御隨身舍利（貞享二年十二月二十二日ニ）感得／八祖相（小／白色）妙莊嚴院御隨身舍利」とあり、東福門院に本寂が舍利を献上した旨、そして文智女王が貞享二年（一六八五）に感得した舍利、さらに後水尾天皇の第三皇女（東福門院の娘になる）である妙莊嚴院（昭子内親王…一六二五～一六五二）が舍利を所持していた記録が読み取れる。尚、妙莊嚴院の墓所は東福門院の菩提寺である靈芝山光雲寺（禪宗寺院）にあるが、靈芝山光雲寺に関する聖教は現光寺・大智寺ともに確認できない。

次に現光寺再興につき雲松を支えた人物として挙げられるのが、前に紹介した後水尾天皇の第十六皇子であり興福寺一条院門跡であった一乗院宮真敬法親王（一六四九～一七〇六）であろう。真敬法親王と雲松の交流は多くの文書が現光寺に残されていることから、密な交流があったのは間違いない。^{五二}その真敬法親王は黄檗宗僧高泉性澈にも深く帰依しており、真敬法親王を介した雲松たちとの交流も気になるところである。さらに現光寺の再興（日本末関係も含むか）を起点として雲松と真敬法親王の間に交流があったように、その後の雲松以降の現光寺歴代住持と興福寺一乗院との交流も気になるところである。以上を踏まえて、この交流は雲松ら個人により形成されたと考えるより西明寺を中心としたネットワークの一部であったと考える方が自然であり、再度皇室の支援という視点から西明寺、または各寺院における交流の記録を紐解く必要がある。加えて東福門院を通じた徳川幕府との関係も今後の課題として検討すべきである。

次に雲松の戒律関係聖教を確認し、現光寺における律院としての特色をみてみたい。

(四) 雲松実道と戒律関係聖教

現光寺は雲松による復興以降、律院として整備されて江戸期を通じて隆盛を誇った。その現存している聖教の中には戒律に関するものが多く確認できる。たとえば律典としては『薩婆多毘尼毘婆沙』や『善見律』、『四分律』や『十誦律』、『弥沙塞部五分律』や『摩訶僧祇律』など一通りの聖教が確認できたが、

雲松の印記（所持物であつたかは不明）^{五三}が確認できるのは『弥沙塞部五分律』のみであつた。この他にも戒律に関する典籍は多いが、所蔵や書写年が不明な本も多いため、由来が判明しているものや重要と思われるものを何点か紹介していきたい。^{五四}

まず天和二年四月十九日（一六八二）雲松の弟子元瑞（？一六八二？）書写の『授菩薩近土戒作法』^{五五}がある。その奥書に「天和二年壬戌歲 榎尾山中興／之我祖明忍律師之末子／南都賀茂現光寺中興之祖／夜雲松大徳之命於 榎尾山／西寮卯月十九日謹而書写／之 元瑞拜」とある。^{五六}この本は雲松直筆本ではないが西明寺と雲松、その弟子らと交流があつたことを示している。

次に元禄八年（一六九五）に書写された『南嶽思禪師受菩薩戒法』^{五七}に注目したい。その奥書には「至正二十四年甲辰夏善月日芝岩敬書／元禄八年歲次乙亥夏受菩薩戒弟子／諱実道字雲松行年 六十有一於洛北槇／尾山南 恩 下敬書」とあり、本書が西明寺にて雲松六十一歳の時に書写された本であることがわかる。さらに本書と同様に元禄八年（一六九五）に書写された『永明寿禪師受菩薩戒法』^{五八}の奥書には「元禄八年歲 示 乙亥 受菩薩戒弟子／諱実道字雲松行年六十有一於洛／北槇尾山南窓下敬書／永明寿禪師受菩薩戒法／此原本在遍照心院藏内写于」とあることから、西明寺にあつた両書を雲松自身が書写していること、それが天台宗系諸宗（天台宗・禪宗・淨土宗・日蓮宗など）で授けられる梵網戒に関する「受菩薩戒法」であることが重要である。

ところで律宗は大乗菩薩が守るべき戒について研究する宗であり、出家した菩薩比丘の守るべき律（具

足戒)を菩薩戒とし、同時に梵網戒も菩薩の戒として研究していた。鑑真が日本へ伝えた南山律宗は、南山律師道宣(五九六～六六七)が天台宗僧であつたから、四分律も梵網戒も天台宗の教義によつて解釈していた。また鎌倉期の戒律復興運動をした覚盛・円照・叡尊等は鑑真以来の天台宗を相承していた。

それともかく『永明寿禪師受菩薩戒法』にいたつては、その原本が遍照心院(大通寺・現在京都市南区にある)所蔵のものであることが示されている。この遍照心院(大通寺)はもともと一字の御堂のみであつたが、木幡上人廻心真空(一二〇四～一二六八)を開祖として整備され、三論・真言・律の兼学寺院として隆盛を誇つた。この遍照心院(大通寺)僧と西明寺僧との間に交流があつた可能性は十分にあるう。それはこの大通寺に関して苦米地氏が現光寺聖教を引いて、^{五九}

〔あ69箱1号1・2〕実道兩部灌頂印信・実道秘密灌頂印明 西八条大通寺道場において大阿闍梨慧照が実道へ授けた印信。兩部印信は延宝三年十月二十七日の伝授。秘密灌頂印明は貞享元年歳十月十四日の伝授。慧照は、宝永五年十月十八日に寂然が道光へ授けた地藏院流の灌頂印信〔あ46箱4号〕「地藏院流二重之印信」の血脈に「慧覺―慧照―湛海―寂然―道光」と見られ、また〔あ9箱1号〕「五部秘経」の識語に見られる。洛南大通寺の僧であり、詳細は不詳であるが「五部秘経」の伝授が開かれたのが「洛南大通寺塔頭慈眼律院」とされる所からすると、やはり律僧であつたと思われる。

と述べており「洛南大通寺塔頭慈眼律院」において、律僧とされる慧照(？～一六八四？)が雲松へ授

けた印信を紹介していることも、その裏付けになろう。この指摘されている大通寺慈眼律院と同様に遍照心院も塔頭の一つであつたのであるうから、これらの関係性を考えれば現光寺僧が西明寺を介して大通寺と交流をはかつていた可能性も低くないように思われる（勿論、引用のみでは醍醐寺三宝院流（地蔵院方）受法という目的の方が強いかもしれないが、筆者は律僧同士の交流があつた可能性もあると考えている）。

次に寛文九年九月二十一日（二六六九）に書写された『弁訛（六物之訛）三衣顕正図』^{六〇}の表紙には「覆養開創／雲^{原文ママ}弘^{原文ママ}和上号 □□」と記され、さらに奥書に「丙寅 紹興十六年孟夏一日門人本慧／重開／東藏律師者大智律師之師乃惠鑑／律師也／石^{原文ママ}此本者肥州石塔院玄融房喜光律師被寄進／誠書写功可勝計律法弘通利益人^{原文ママ}无／寛文九曆西九月二十一日」とある。表紙書を信じるのであれば雲松の所持本であるうが、東藏律師（＝惠鑑）の弟子である大智律師とは本寂慧澄を指すのであろうか。あわせて肥州石塔院玄融房（生没年不詳）については不明であるが、佐賀県に真言律宗の寺院で石塔院があることは指摘しておきたい。また喜光寺については先行研究^{六六}で、

「あ67箱1号34」「二条寺主法眼奉書」は実道が喜光寺の住持補任された文書である。「あ67箱1号」の文書は概ね普門山円照寺に関するものであるが、本文書はそこに混入したものであろう。包紙上書に「喜光寺当住寺／雲松御房 憲乗」とあり、豎紙に「喜光寺住持職事／被補〈雲松〉一瞬之間／可被全当住持職之由／御気色之所也／元禄二年五月三十日△二条寺主法眼／憲乗（花押）△喜光寺当住持／雲松御房」とする補任状である。奈良市萱原町にある清涼山喜光寺は、

現在、法相宗別格本山となっている。差出の憲乗については不明。興福寺上座の法眼憲乗という人物はいるが、応永の人なので別人である。この補任は、現光寺再興以後なので、興福寺一乗院門跡真敬二品法親王の意向であつたろうか。

とあり、雲松が喜光寺の住持に補任されたこと、一乗院門跡真敬法親王の意向が働いていた可能性を指摘している。この喜光寺に関して元禄三年（一六九〇）に書写された「西大寺別受法則 堂莊嚴十師可得心條々」の奥書には「元禄三年〈庚午〉歳夏首南都菅原喜光寺庫藏本書写之 字雲松諱実道〈年一／法老〉」とあり、雲松が喜光寺にて本書を書写したことが知られる。また表紙には「義字沙門 恵行」とあり、印記として「釈氏一円」が確認できる。この「恵行」とは現光寺第八世の恵行礼讓（？一八六二）で、「釈氏一円」は現光寺第五世・大智寺第六世の観明一円（？一七七二）と考えられ、時系列的に恵行が観明の所持本であつた本書を受け継いだのであろう。

さらに元禄十六年三月晦日（一七〇三）に書写された「別授尼衆本法僧中之法則・法華寺剃髮作法」の奥書に「于時元和九年〈癸／亥〉三月二十日書写之今度三月十六／日ヨリ於西大寺道場別授原文ママ戒執行之時書写之／東室四／覚洞〈通十五／別初〉／南都菅原喜光寺預住持職之日以庫藏／本写之／時元禄三年〈庚／午〉春三月日／比丘字雲松諱実道〈法□二十七／行年五十／有六〉と記されており、前述の「西大寺別受法則」のように喜光寺住持の時に書写したことがわかり、大変興味深い資料といえる。

また喜光寺の住持となる以前、寛文年間（一六六一～一六七二）に書写された『説戒法則』の奥書には「寛

文之門^{原文ママ}以南都西大寺僧衆／本書写之者也／実道」とあり、雲松が西大寺僧衆の所持本を書写していることがわかる。清涼山喜光寺は位置的にも西大寺や興福寺に近く、喜光寺の住持前後において密接な関係にあったのではないだろうか。

加えて雲松が喜光寺に住していたのであれば、一乗院門跡真敬法親王との関係を考慮しても興福寺関係との交流も当然あったと考えるのが自然であろう。たとえば『菩薩戒通受三國相伝法脈図自法相宗伝之』^{六五}は奥書や印記などが未記載のため詳細は不明であるが、表題に「通別二受戒法三國相承法脈図（現光寺／雲松和上／手沢／開基）」とある。雲松の手沢本であったかは不明であるが、苦米地氏も手沢本としているので本稿でもそれに倣いたい。^{六六}その資料名に「自法相宗伝之」とあるが、これはどのような伝を指すのであろう。上田霊城氏が、^{六七}

覺盛のこのような興律の悲願は、鑑真以来の南都戒の再興が目的であり、その意味では、実範——藏俊——覺憲——貞慶——戒如と連なる興福寺法相宗の人々を中心になされた鎌倉期興律運動の完成である。

と指摘するものことであろうか。そもそも興福寺の東・西金堂衆は、東大寺の法華堂衆・中門堂衆と共に東大寺授戒会の十師を勤めており、律宗を学んでいたと考えられる。この興福寺堂衆は教宗としては法相宗を兼学していたと見られる。^{六八}解脱上人貞慶（一一五五～一二二三）の『戒律再興願文』^{六九}にも「御寺、昔自り二宗を相伝す。西金堂衆は則ち其の律家なり。鑑真和尚を以て祖師と為し、曇無徳部を以て本教

と為す。持衣以後、殊に律宗と称す。云々」とあり、両堂衆の律学振興を願っている。この流れから覺盛や叡尊が戒律復興を行い明忍まで繋がることを考慮すれば『菩薩戒通受三國相伝法脈圖自法相宗伝之』は重要な意味を持つ聖教といえよう。以上のことから雲松所持と明言できる戒律関係聖教は少ないながらも、その奥書などから興味深い交流が窺える。ここで確認できた交流は西明寺や大通寺、西大寺や興福寺のみであつたが、あくまでもネットワークの一端にしかすぎない点は注意が必要であらうし、さらなる精査が必要だと強く感じる。

最後に先行研究をもとに中興後の現光寺と大智寺の歴代住持（江戸期^{七〇}）の受戒記録を整理すると左記の通りとなる。尚、ここでの網掛けは現光寺と大智寺を兼任した人物で、二重線は西明寺を兼任した人物を示している。

また現光寺歴代住持と聖教については苦米地氏が言及されているので、そちらを参照いただきたい。^{七二}

現光寺

大智寺

第一世 本寂慧澄（二六一九～一六七六）

自誓受…寛永十八年（一六四一） 於 西明寺

第一世 雲松実道（一六三三～一七〇五）

第二世 雲松実道

自誓受…寛文三年（一六六三） 於 西明寺

第二世 戒門元元七二激七二（？～一七二二）

自誓受…元禄十二年（二六九九）於 西明寺

第三世 普聞寂然（？～一七二八）

自誓受…延宝八年（二六八〇）於 西明寺

第四世 石泉慧然（？～一七三五）

自誓受…享保五年（二七二〇）於 西明寺

第三世 泰洲如実（？～一七五五）

自誓受…享保元年（二七一六）於 西明寺

第四世 天桂道標（？～一七五〇）

自誓受…元文四年（二七三九）於 西明寺

第五世 観明一円（？～一七七二）

自誓受…寛保二年（二七四二）於 西明寺

第六世 光忍尊嶽（？～一八二四）

自誓受…天明七年（二七八七）於 西明寺

第七世 義潭快龍（？～一八四三）

自誓受…文政八年（一八二五）於 西明寺

第八世 恵行礼讓（？～一八六二）

受 戒…天保十四年か（一八四三）於 不明

第五世 泰洲如実

第六世 観明一円

第七世 天英（？～一七八二）

受 戒…不明 於 不明

第八世 慈海善護（？～一八〇三）

受 戒…不明 於 不明

第九世 法蓮智泉（？～一八三二）

受 戒…不明 於 不明

第十世 海印叡龍（?～一八六三）

受戒…不明 於不明

第十一世 憲應深叡^{八九}（?～一八六五）

受戒…不明 於不明

以下大智寺住持略

右図より確認できる範囲において現光寺・大智寺の歴代住持は、その多くが西明寺にて自誓受戒していることが知られる。もちろん、この中には叡尊に倣って通受による自誓受戒の後、別受にて受戒をした住持もいるであろうし、別な場所で受戒した住持もいるかもしれない。そのような中、両寺聖教における受戒関係の記録は、

現光寺聖教〔い15箱59号〕「戒牒」（光忍尊嶽が文成大禪へ円照寺第五世の文乗公室大機文成女王であ

ろう）に梵網戒を授ける^{九〇}）

現光寺聖教〔あ67箱2号15〕「度牒」（受戒日時等の詳細は不明であるが恵行礼讓の度牒）

現光寺聖教〔あ67箱2号17〕「戒牒」（受戒日時等の詳細は不明であるが恵行礼讓の戒牒）

のみである。恵行礼讓がいつ度牒・戒牒を授受されたかは不明であるが、明確に具足戒を現光寺において授受した記録はないといえる。そもそも度牒とは、本来出家得度、則ち沙弥戒受戒の記録であり、具

足戒ではない。そのため戒牒が具足戒受戒の記録となる。度牒と戒牒が別に在ることは、当時沙弥戒の受戒と具足戒の受戒が別に行われた証拠となろう。ただ〔い15箱59号〕「戒牒」は文成女王の受戒した梵網戒の戒牒であるから、その道場は現光寺であった可能性もある。

以上のことより「調査報告書」において、現存聖教から現光寺における受戒の記録が見当たらない点（密教系の伝授や梵網戒などの授受は行われていたようであるが）や、歴代住持の半数が西明寺で具足戒を受戒していた点を考慮すれば、現光寺という寺院の性格は江戸初・中期においては受戒の道場ではなく、あくまでも戒律を持して研鑽する場であったのではないだろうか。

また大智寺については第七世天英以降、聖教より受戒の記録が全く確認できないため、不明瞭と言わざるをえない。しかしながら稲谷信子氏の「奈良市・西大寺所蔵典籍文書の調査研究」において、版本の『菩薩戒羯磨文』につき^九「〔刊記〕承應元載壬辰十月季旬 洛西平等心王律院常住（黒墨）山城木津大智寺恵澄和尚為遺物給之 延宝四丙辰霜月廿二日死亡日也 後見人可有廻向 延宝五^{原文ママ}己巳三月二日當寺於本堂自誓具足戒 三輪山大御輪寺高覺」と興味深い報告がなされている。これは延宝五年（一六七七）に当寺に於いて自誓受戒が行われていた記録になるが、「当寺」とは西明寺を指すのであろうか。まず本資料が提示した「延宝五年己巳」の年は存在せず、近い己巳は靈元五年（一六六五）となり、本寂慧澄の在世中である。おそらく干支は丁巳の誤りであろう。加えて、もし「当寺」が大智寺であったならば、寛文九年（一六六九）に東福門院より費用が下賜され、後に本寂慧澄によって中興されている事実から、

靈元五年の時点で大智寺にて自誓受戒が行えたとは思えない。つまり本資料は大智寺六世までが西明寺にて自誓受戒していたという点や、「当寺」が西明寺を指すと思われる点などを踏まえて、西明寺と大智寺の交流の中に三輪山大御輪寺の僧が関わっていたことを示す一資料といえよう。これらを踏まえて、大智寺については自誓受戒の記録などが確認できないことから、現段階では現光寺の如く律僧の修行場としての律院として機能していたのではないかと推測するに留めたい。

次に雲松と黄檗宗僧との交流に関する聖教を確認したい。

Ⅱ 雲松実道と禅宗僧の交流

現光寺聖教には黄檗関係も含めて膨大な禅宗系統の聖教が現存している。たとえば現光寺所蔵『高峰大師原文ママ諸録九二』は、日本黄檗山開祖隱元隆琦の弟子であり中国出身（現在の福建省）の黄檗宗僧大眉性善（二六一六～一六七三）が高峰原妙（一二三八～一二九五）の教えを集めた書を明暦三年（一六五七）に再刊したものである。これは雲松による書き込みはないが「釈氏雲松」の印記が確認でき、禅宗系統の僧と交流があった痕跡の一つとして挙げられようか。九三それら禅宗系統の聖教が現光寺にもたされたことについては先行研究でも指摘されているように西明寺を中心とした律僧や帰依を受けた皇室関係との交流の影響が考えられる。その背景には興律という共通点もあってか律僧の往来・交流が頻繁に行われたことにより聖教の書写や法の授受が盛んになるなど、注目すべき重要な交流基盤ができあがっていったよう

に思われる。

ところで江戸期に隠元隆琦（一五九二～一六七三）によって伝えられた禪宗の一派である黄檗宗（明代の臨済宗の流れにあり、隠元は臨済正宗と称した）は、黄檗山万福寺を中心として広められた。中国より渡来した当時の隠元ら黄檗宗僧は禪とともに念仏を修す「九十五 禅念仏双修」であつたとされる。あわせて日本の黄檗宗僧は戒律への関心が強く、明忍以降戒律復興をはかった西明寺などの律院とも交流があつた（明代の「別受」の具足戒授戒法儀を日本へ伝えたとされる）。そこでここでは黄檗宗僧も含めた禪系統の僧侶の中で、雲松との関りがあつたと思われる人物を確認していきたい。

まず黄檗宗僧ではないが仏頂国師の号を賜った臨済宗僧の一絲文守は、高野山真別処円通寺（以下、真別処）を中興した賢俊良永の下で出家し、沢庵宗彭に師事して近江永源寺に住したとされる。この文守は後水尾天皇の帰依を受け、文智女王の師になるなど、皇室との密な関係が知られている。残念ながら雲松所持の確認は取れないが『一絲文守垂示（円相）九十六』の聖教が現光寺に伝わっており、包紙上には「仏頂国師垂示真筆／京原文ママ 霊源寺丹波法乘（常）寺開山」とある。時代的な問題や文智女王との交流を考えれば、これが真筆であつて、雲松が所持した可能性も十分にある。その他にも雲松手沢本に関する情報九七は確認できないが、文守の行状である『一糸和尚行状』が現存している。

残念ながら現光寺・大智寺ともに聖教が確認できなかったが、その文守の弟子に賢俊良永の下で戒律を学び、西明寺八代衆首の全理恵燈（一五六七～一六四八）を証明師として受戒した如雪文巖（一六〇一

（一六七二）がおり、東陽山巖松院（岩松院・西明寺末）を中興している。巖松院は東福門院（後水尾天皇の皇后で徳川第二代將軍 徳川秀忠の娘Ⅱ徳川和子）や桂昌院（徳川第五代將軍 徳川綱吉の母）などより庇護を受けたとされるが、その背景には師である文守が後水尾天皇や文智女王と交流があったことも影響しているのであろうか。この巖松院には雲松も住していたことがあり、そこでの交流があった可能性は十分に考えられよう。

次に文守や沢庵に学び嵯峨の直指庵に住した黄檗宗僧の独照性円（一六一七～一六九四）に関する聖教・文書について確認したい。まず『独照性円如意付属 雲松大律師宛』^{九八}は独照の所持していた如意が雲松に譲られた際に添えられた「讓狀」を指すのであろう。如意は禪宗僧も用いるが、論義法会などにも用いられ、さらに戒律の授戒会でも説戒の際などに戒師（戒和上）が持つことになっている。これらを考慮しても、その辺りの独照の真意は不明であるが、如意を弟子などではなく雲松に付属していたという点は、交流の深さが窺える。

また『独照奉贈雲松律師詩』^{九九}の奥書には「甲戌六月初二日／直指□僧□僧独照／手書付／雲松大律師」とあり、これは独照が雲松へ送ったものであろう。このやりとりが行われた時期について、独照の活躍時期や「甲戌」という干支、直指庵の建立時期（正保三年・一六四六）を考慮すれば、元禄七年（一六九四）が「甲戌」となり、独照の没年にあたろう。加えて本書には朱長方印陰刻「臨濟正宗第三十三伝」、朱方印陽刻単廓「独照」、朱方印陰刻「性円之印」も確認できることから独照の真筆と考えてよいだろう。

さらに『独照奉贈雲松律師詩』と同じ印記が確認できる『石記（秋河石）^{一〇〇}』があり、その識語には「直指独照老納／書」とある。その他にも朱長円印陽刻単廓「正林□」や朱方印陽刻単廓「独照」、朱方印陰刻「性円之印」の押印が『名号（南無観世音菩薩）^{一〇一}』にも確認でき、その識語に「独照書」とある。このように雲松と独照の間には手紙をはじめ、多くのやり取りが確認でき、密な交流をはかっていたことが知られる。残念ながら交流のきっかけや時期については不明のため、今後の課題となるが、文守や次に取り上げる独照の資である黄檗宗僧月潭道澄（一六三六―一七一三）との関係も考慮すべきであろう。

西明寺や明忍の行状を中心とした月潭と雲松との交流については、すでに先行研究に於いて指摘されており、その詳細をここで改めて述べる必要もなからう^{一〇二}。そこで本稿では現光寺聖教を用いて、その交流を探ってみたい^{一〇三}。

まず月潭との関りで最初に挙げられるのが『楨尾平等心王院故弘律始祖明忍和尚行業曲記』である。これは前述の先行研究でも取り上げられているが、現光寺所蔵本の識語などには、興味深い特徴があるため紹介しておきたい。苦米地氏は西明寺にて刊行された現光寺聖教〔あ34箱4号〕『楨尾平等心王院故弘律師始祖明忍和尚行業曲記』について、その識語が月潭自筆であるかは不明であるとしつつも（奥書に朱書で現光寺第八世『恵行礼讃』の名前が確認でき、恵行の所持本であった可能性があるためか）、月潭と西明寺との関係を示す一資料であると述べられている^{一〇四}。さらに現光寺には、別にもう一本『楨尾平等心王

院故弘律師始祖明忍和尚行業曲記^{一〇五}』があり、その表紙見返しに「奉呈／嵯峨直指月潭道澄老禪師 雲松実道九拜」と記され、本書十二丁左の識語に「与多聞院南谷大徳書 雲松実道」と確認できる。この多聞院南谷大徳とは大通寺（遍照心院）の照什（＝南谷大徳・一六六三～一七三六）を指すと思われる。照什は長じて十一歳の時大通寺の義洞に随つて得度して密教を学び、地藏院流を受ける。その後、智積院第七世の泊如運徹（一六一四～一六九三）や月潭に詩偈などの文章を学び、靈空光顕に見えて『法華文句』を学ぶなど、多様な交流が確認できる。そして大通寺義洞の跡を受けて大通寺住持となるが、月潭や雲松とも交流があったのであろう。

次に月潭の印記があるものを列挙しておきたい。

・『大幻上人真跡 覆養山十景詩』^{一〇六}

朱長方印陽刻単廓「山我峯□□」、朱方印陽刻単廓「道^{原文ママ}徴」、朱方印陰刻「月潭氏」の印記があり、識語として「峨山月潭道澄書」、収められている箱の蓋表書に「覆養山十景詩我山月潭詩之^{原文ママ}道徴筆」、蓋側面書に「八十一／大幻上人真筆 当□□減□」とある。この報告書の記事だけでは「八十一」という数字が何を指すかは不明である。加えて、この大幻上人が月潭であるが、おそらくは月潭の号なのであろう。ともかく月潭が現光寺の景色を詩にしており、実際に現光寺を訪れていたことが知られる。

・『石記（秋河石由来書）』^{一〇七}

朱長方印陽刻単廓「臨濟正宗」、朱方印陽刻単廓「二字月潭」、朱方印陰刻「月潭之印」の印記があり、その奥書に「己未仲夏日／峨山月潭／□□含玉月潭山僧書」とある。「己未」については本書が『石記（秋河石）』の由来書である点や「直指独照老納／書」であったこと、「峨山月潭」を名乗っている時期や活躍年代（一六三六～一七二三）等を考慮すれば「延宝七年（一六七九）」の書写になると考えられる。

・『玉石達摩大師記』^{一〇八}

朱長方印陽刻単廓「臨濟正宗第三十三世」（第一紙）、朱方印陽刻単廓「偏衆□□」（第三紙）、朱長方印陽刻単廓「臨濟正宗」（第四紙）、朱方印陰刻「一字月潭」・朱方印陰刻「道原文ママ徴之印」（第五紙）の印記が確認できる。その識語として第三紙には「直指独照円和／南拜書」、第五紙には「甲子季夏月／峨山月潭道澄和南／拜書」と記されている。現光寺の聖教報告書では時代が「貞享元年（一六八四）」となっており、第五紙の「甲子」と符合する。本書はいくつかの書写本を合わせたもので、そこに月潭の書写が含まれているのであろうか。

・『月潭二絶』^{一〇九}

朱長方印陰刻「雲□嵯峨」、朱方印陽刻単廓「沙門道原文ママ徴」、朱方印陰刻「月潭之印」の印記が確認で

きる。さらに識語には「素軒浄性優婆塞／雲□／含玉月潭山僧書」とあり、年代が不明であるが月潭の名前が確認できる。この「素軒浄性優婆塞」とは狩野派の画家であり、尾形光琳の師、山本素軒（？）一七〇六）のことであろうか。

・『現光寺浄聖堂』^{一一一}

朱長方印陽刻単廓「臨濟正宗」、朱方印陽刻単廓「沙門道澄」、朱方印陰刻「月潭之印」の印記が確認できるが書写奥書などはない。月潭所持の可能性はあるが、月潭真筆か否かは不明である。

・『現光開山光師和尚讃語』^{一一二}（卷子装）

本書には識語として「峨山月潭澄敬書」とあり、朱方印陽刻単廓「一字月潭」、朱方印陰刻「道澄之印」が確認できる。この巻子の収められている箱蓋表書には「現光開山光師」^{原文ママ}、附書に「此一軸開山雲松和上御讃語如是／一乗三菩提院真敬親王雖被置述未成染筆圖薨故／代像画／讃月潭和上書」^{原文ママ} 乏 因今此四句尊語へ月潭／写サレゝ為後示一軸成置也」とあり、雲松を讃嘆した四句を一乗院宮真敬法親王が述べたが、真敬法親王が逝去したため、代わりに月潭がこれ（四句の讃語）を画像に書き、さらに写して卷子としたことが知られる。

尚、本作品については谷口耕生氏^{一一三}が、

本図上部の賛文は、直指庵の黄壁宗僧・月潭道澄（一六三六～一七二三）が雲松の示寂から間もない宝永四年秋に記したものである。本図への着賛時に月潭が記した『現光開山先師和尚讃語』（小14）によれば、雲松存命中の前年六月に興福寺一乘院門主真敬法親王が作った讃語を月潭に写させた寿像が別にあり、雲松の示寂後、現光寺を継いだ西明寺出身の僧・戒門元澄律師が改めてこの讃語を本図に筆者するよう月潭に求めたという経緯が判明する。

と述べられており、その密な関係が知られる。

このように印記のみでは月潭真筆か否かは判断できない上に、その周辺の関係についても明らかにできない。そこで筆者は雲松との交流を考慮し、現時点では月潭の真筆、もしくは月潭周辺による加筆である可能性が高い程度の指摘にしておく。

また最後に月潭道澄の弟子であり、篆刻や彫刻、絵画など芸術に秀でた黄壁宗僧蘭谷元定（一六五三～一七〇七）に関する聖教を確認したい。現光寺には「雲松和上古稀祝書一四き」が現存しており、そこには朱長方印陽刻単廓「臨濟正宗」、朱方印陽刻単廓「蘭谷」、朱方印陰刻「僧印元定」の印記が確認できる。雲松は一六三三年の誕生であるから、古稀という記載を考慮すれば元禄十五年（一七〇二）に書写されたものになるうか。

次に印記や奥書などの諸情報が全く確認できないが、現光寺に「浄聖堂落慶□蘭谷禪師讃 南山城

相樂郡加茂現光精舎恵行^{一五}」が伝わっている。これについては月潭のところで確認した『現光寺浄聖堂^{一六}』と関連があると考えられ、浄聖堂の落慶に際して月潭・蘭谷の師弟が関わっていたのであろう。

以上のことより雲松と禪宗僧、特に独照や月潭、蘭谷との間には密な交流が確認できる。ただし交流の背景には「雲松実道と現光寺復興支援者」でも確認したように皇室関係を介した交流もあったであろうし、西明寺の末寺であり雲松も住した巖松院（如雪文巖や、その系統の僧たちとの交流）との関係も注目すべきであろう。

次に年代が少し下るが現光寺・大智寺聖教にみられる律の三僧坊の一つである神鳳寺関係の聖教を確認し、その繋がりについて確認したい。

三 現光寺聖教にみられる大鳥神鳳寺関係との交流

(イ) 真別処円通寺と神鳳寺関係聖教

西明寺で自誓受戒した後、高野山真別処円通寺を中興し、磯長山叡福寺の仏塔などを修繕して復興、そして法隆寺北室院の住持を兼ねた人物に賢俊良永がいる。先行研究によれば賢俊は北室院において禅^{二七}（曹洞）僧の鈴木正三（一五七九～一六五五）や臨済宗僧の雪窓宗崔（一五八九～一六四九）、一絲文守や別伝宗分（一五九八～一六六八）、真別処中興第二世真政円忍（一六〇九～一六七七）などの著名な僧に授戒

している。この真別処を起点とする流れは江戸期戒律復興運動を確認する上で重要な問題であるが、詳細については別な機会を期したい。

ところで、この真別処は江戸後期に至り有部律興隆運動が展開され、安芸の福王寺・丹後の松尾寺とともに有部の三僧坊と呼ばれて隆盛を誇る。この有部律興隆運動とは『真言宗所学経律論目録』（宗祖空海が真言宗僧の学ぶべき経・律・論などをまとめた目録）を根拠として「真言宗僧は有部律を用いるべき」という主張を学如（一七一六～一七七三）・密門（一七八八）・等空（一七三五～一八一六）などが展開したものである。^{一八}その流れは現在の高野山における受戒にも繋がるもので、さらに真言宗内に留まらず、天台宗などにも影響を及ぼしたことが知られている。^{一九}その有部律興隆運動の担い手で真別処第九世の密門に関して、前述の註八四でも示したように現光寺第七世の義潭快龍所持と思われる『梵網経開題聞書卷上』とは別に『十八道略生起中』^{二〇}が確認できた。その奥書には「十八道義釈生起一冊 氏三十余紙 清水寺智虚空／院完^{原文ママ} 深記也今此ノ記撮彼本要ヲ手末／評誰人筆記題□注中故恐是中院流／古徳坎後人訂正之□南嶽苾芻密門」とあり、時代や現光寺との関係は不明なものの密門書写本が伝わっている。また賢俊が兼住し、その後も真別処とも交流があった可能性のある法隆寺北室院に関する聖教が大智寺に伝わっている。その『伝法灌頂受者要意』^{二二}の奥書には「天保四年（巳）歳二月日／於和州法隆寺北室院／受者慈舟／伝灯大阿闍梨素静和尚了」とある。この素静大桂（？～一八三四）とは神鳳寺第十七世であり、三輪山聖林寺の第六世でもあった。^{二四}この三輪山関係については後述するが、明治期には叡弁（生

没年不詳)、一源(生没年不詳) 両和尚が三輪山聖林寺から北室院に移り、そこに住して活躍したとされ、交流があつたとされる。^{一二五}

次に前述の賢俊の法嗣である真濟、その弟子である快円恵空(一六三三～一七二二)の流れから大鳥神鳳寺が律院として整備されて隆盛を極める。神鳳寺は和泉州(現大阪南部付近)の大鳥郡にあつた大鳥神社の神宮寺で、明治の神仏分離により廃寺となるまで、江戸時代を通じて戒律受持研鑽の道場として隆盛した。ここにおいて受戒し活躍した律僧の数は西明寺や野中寺に劣らず、廃寺となった際には仏像や聖教などが百舌鳥の光明院などに移された^{一二六}とされる。そもそも、この神鳳寺は快円が家原寺久藏院快意(???一六六七?)の要請により中興した寺院である。この神鳳寺について『和漢三才図会』^{一二七}には「慶

長七年豊臣秀頼卿再興して後大阪の乱兵火に罹^{かか}う。回禄し纔に塔一基を存す。然るに元禄十五年 常憲院殿快円再興 律宗快円比丘」と記されている。「常憲院殿」とは仏教への篤い帰依、そして多くの寺院への支援者として有名な桂昌院、その子である徳川第五代將軍徳川綱吉(一六四六～一七〇九)を指す。この桂昌院は西明寺本堂再建への寄進や、その末寺への援助などでも知られており、おそらく神鳳寺の再興にあたつても桂昌院が徳川綱吉へ働きかけを行つたのではないだろうか。

この神鳳寺再興に尽力した快円の行状について、由来は不明であるが『大鳥山鳳神寺中興真政和尚行業記』^{一二八}が現光寺にも現存している。その奥書には「維持^{原文ママ} 正徳第三年龍集(癸/巳) 春正月初八日於神鳳/僧寺末資(超海) 欽誌」と記され、本書が行状の編者である超海通性(一六八〇～一七五九)^{一二九}自身に

より正徳三年（一七一三）正月八日に書写されたものであることが知られる。ここでは現光寺にもたらされた理由については明記されていないが、興味深い指摘を引用して、可能性を示しておきたい。藤谷厚生氏は「真済圓忍律師の伝記と行跡について」^{一三〇}において真済圓忍の足跡を紐解き、

圓忍律師は、寛文五年（一六六五）二月に、萬福寺で木菴禪師が開いた第二次黄檗の授戒会に尊証阿闍梨として招請され、この雪安居にはその高弟快圓恵空律師と共に登檪し、中国僧の結制に加わっている。黄檗山での授戒会は三壇戒会であり、当時はすべて黄檗（中国人）比丘によって行われており、唯一日本人比丘として、他宗である律師が、三師七証の七人の証明師の一人として選ばれているのは、極めて異例の事と言える。

と述べて、真済や快円と黄檗宗僧の交流を指摘されている。このような関係から、その後の超海ら神鳳寺僧たちも黄檗宗僧と繋がりを持っていた可能性が考えられる。つまりこれらは西明寺との交流に加えて、黄檗宗僧を介したネットワークが神鳳寺に混在したことにより、更なる広がりをみせ、その流れから現光寺や大智寺などにも聖教がもたらされたのではないだろうか。

ところで前述の行基開基で叡尊が再興した家原寺と神鳳寺跡地（現在の大鳥神社付近）とは約一キロメートル弱の距離しか離れていない。この家原寺の聖教について宇都宮啓吾氏は、根来寺（含智積院）が焼き討ちにあい多くの聖教が焼失したことや、智積院再興後の聖教集積について述べたうえで、智積院新文庫における戒律系聖教の多くが家原寺と関わっていることを指摘されている。^{一三一}さらに大谷由香氏は神

鳳寺や家原寺などの和泉国大鳥周辺における僧侶・書籍の寺院間の往来や、中世を通じて律院として戒律関係聖教を集積した法隆寺北室院の性格を指摘した上で、

近世戒律復興運動は、近世に至って突如として起こりえた運動ではなく、中世を通じて地域や寺院に律学の聖教や伝統が保持されていた上に、初めて花開いた運動であった可能性が高い。またそういう寺院は、智積院など、聖教を消滅させてしまった寺院が、再度聖教を収集しようとする際に重要な意味を持った。前述したように、智積院新文庫には、海住山寺、泉涌寺関係寺院に由来する聖教も多い、これら近世戒律復興運動の旗手として名が挙がることのない寺院もまた、十五、十六世紀には、多くの聖教を保持した学問寺院として間接的に運動に加担していたことが推測でき、今後、戒律復興運動を研究する上で無視できないと考える。

と述べられており、^{二三二}神鳳寺周辺における密なネットワークがあったことが知られる。そして大谷由香氏が指摘するように、家原寺と神鳳寺の距離間や快意（元々快意が神鳳寺を管轄していたとされる）と快円の関係を考慮すれば、双方に交流があったと考えるのは自然といえよう。さらに筆者は家原寺と智積院の戒律関係聖教、神鳳寺付近のネットワークなどを考慮して、家原寺を介して智積院と神鳳寺の僧の間にも何かしら接点があったのではないかと考えている。

以上確認してきたように真別処や北室院（法隆寺）、神鳳寺を中心とした交流は、江戸期戒律復興運動の一端として重要な展開の一つであったといえよう。さらに賢俊良永が授戒した僧たちの中に様々な宗

の僧たちがいた点、それがすでに西明寺という戒律復興の中心寺院でなされていた（多様な宗の僧が受戒していた）こと、そして真済や快円の師弟が黄檗宗僧との交流を持っていたことなどを踏まえれば、このネットワークはより注目する必要がある、真言宗系統の寺院のみならず、宗を超えた視点で見直す必要があるように思われる。

そこで最後に神鳳寺との交流が考えられる三輪山関係の聖教を確認してみたい。

（ロ）三輪山関係聖教

神鳳寺にて受戒し、三輪山平等寺遍照院に住した僧に玄心性（正）亮（？～一七二〇^{一三三}）がいる。この性亮について徳田明本氏は『律宗概論』において「智積院照光院玄心正亮（二六九〇～一七三二）は『戒本宗要簡註』を始め『教誠儀』『六物図』等述作をなし、通玄の『指要鈔』を破した」と記し、さらに『日本大蔵経』『解題二』において徳田明本氏は、^{一三五}

正亮（一七三二）の字は玄心といい厳松溪と号し虚怕子と称し、また時には無漿諍、心稽ともいった。密学を兼学し京都智積院の学寮に住したが、のち大和三輪明神（今の大神神社）にあつた平等寺遍照院の住職となつた人で、輪山遍照院とはこれにちなんだものである（『会報』十一に「洛東智積院内遍照院」とあるのは誤りである）。著作に『菩薩戒本宗要簡註』『三衣弁惑篇贊釈』（『日蔵』六八）、『孝子経報乳鈔』（同十六）、『無常経策心釈』『百法論会疏略記』等、三十余部あり、おおむね木版本と

して上梓流布された。浄土・法相・律・真言に通じた学僧のようである。『解題』旧版上には「新義真言宗の徒」とされているが、平等寺相伝の東密広沢方三輪流の伝持に尽した事歴からはこの断定に疑問があり、住房は西大寺末で、南都系の律僧と見るべきである。

と述べられている。^{一三六}しかしながら徳田氏がどのような根拠を以って「智積院学侶」とされているかは不明である。加えて、徳田氏は『律宗概論』より後に記した「解題二」に於いて「『会報』十一に洛東智積院内遍照院とあるのは誤りである」と改めて誤記の指摘をされているが、智積院学寮に住したということや「智積院照光院」については否定していない。この問題については藤谷厚生氏も性亮を「元智積院学侶」とされているが、徳田明本氏などに依つたものであろう。^{一三七}

また筆者は実物未見であるが、引用文中に「『解題』旧版上には新義真言宗の徒」とも指摘されている。この新義真言宗徒という一文から徳田氏は智積院学侶と理解したのであろうか。もちろん徳田氏が、性亮の新義真言宗僧という問題について「東密広沢方三輪流伝持に尽した事歴からはこの断定に疑問があり」と評するのは密教法流の授受相承について理解のないもので、その主張に賛同することはできない。そして性亮の伝記や行状などが不明な以上、どこで受法したかも不明であり、完全に否定するには根拠が足りないようにも感じる。

これらの先行研究を踏まえて筆者の管見できた限りでは、性亮の著作から「智積院学侶」の記載は確認できなかった。そこで本稿ではこれらを踏まえて、性亮が元智積院学侶ではなかったのではないかと

仮定して論を進めたい。

ところで、この性亮がどのような経緯で神鳳寺にて受戒したかは不明であるが、著作である『弘法大師入定出現明遍文便蒙記』において「輪山徧照蘭若苾芻性亮」と名乗り、その序文に「元禄十年丁丑夏四月仏誕日／洛東智積院寓客 春慶寛敬題」^{原文ママ}とあることから、性亮はこの時すでに遍照院に住していた状態で、智積院に寓客していた慶寛（？～一六九七？）より序文を寄せてもらったことになる。この序文を寄せた慶寛は、本書の中で「我が友、性海師を介して序を余に徴せしむ」と述べており、性海（生没年不詳）なる僧に頼まれて序文を寄せたとされる。これはあくまでも交流の記録であって、性亮が智積院に住した記録ではないが、性亮と慶寛には間接的な交流があったようである。

現時点において三輪山平等寺関係の僧で、性亮以外に神鳳寺で受戒した僧を確認できないが、ここでは交流があった可能性の一つとして提示し、今後の課題としたい。また同じ律の三僧坊の一つである野中寺には、三輪山関係の僧が多数受戒しており、^{一四〇}多様な交流ネットワークの一つが形成されていたことも、ここに記して報告としたい。

そこで以上を踏まえて三輪山関係聖教を確認していきたい。現在の奈良県桜井市にある三輪山には大神神社が鎮座しているが、江戸期には叡尊ゆかりの大御輪寺や平等寺、玄賓庵など多数の寺院があったとされる（現在は玄賓庵と、曹洞宗寺院として法灯が継がれた平等寺のみ現存）。これらは一大霊場をなして篤く信仰されたが、特に平等寺（三輪別所）は三輪上人慶円（一一四〇～一二二三）が三輪流神道を確立

するなど重要な寺院の一つであった。この後、明治の神仏分離によりほとんどの寺院が廃寺となるが、この時大御輪寺の本尊であった十一面観音が少し離れた霊園山聖林寺遍照院に移されて、現在国宝に指定されている。この聖林寺は前述の三輪山平等寺遍照院に住した性亮玄心が再興したとされ（一説には文春なる僧の再興）、真言宗系統の寺院である。この性亮の生涯に関しては不明な点が多いが、江戸初期を代表する律僧で著作も多く、三輪流神道との関りも深いとされる。さらに先行研究によれば性亮は河内蓮光寺中興の通玄直心（一六五六～一七三二）と論争を繰り広げたことが報告されている。この性亮について村山修一氏は^{一四二}

『三輪山大明神縁起』について重要な伝書は『三輪上人』である。…中略…後世その内容は断片的に印信などに引用せられているのみならず、近世には性亮（玄心）がこれを基に、さらに増補して『三輪山平等寺中興開祖円観上人別伝』を編集した。その奥書によると、寛文十年（一六七〇）九月上旬、上醍醐を去って三輪に至り、慶円上人の旧跡遍照院に寓居した折、塔義の『三輪上人行状』を見、その内容を整理し、新たに「釈書ノ譔議」や「旧章ノ格言」をとりあつめて別伝をつくり、玄心以下道俗三十七人の喜捨をもって遍照院で元禄十五年（一七〇二）仲春に板行したとある。性亮はその前年、多数の三輪流神道印信類の編集をしており、その中には三輪上人伝の一部も引用されているところがある。…中略…『行状』に全くない話が挿入されている。一つは性亮の法兄法雲律師についての話、律師は紀州金剛峰寺の新別所律蔵院に住し、即身成仏の印明を相伝した人、求聞持法を修行のため

の行脚に出かけ、芸州嚴島の多聞院に泊まったとき、前日に住僧が律師より即身成仏の印明を受くべしの夢告をうけ、律師が来訪するに及んでこれを告げ、律師も感動して住僧に印明を授けた話。

と述べている。これにより性亮の活動の一部分と、真別処の法雲が法兄であったことが知られる。ここで村山氏は「寛文十年（一六七〇）九月上旬、上醍醐を去つて三輪に至り、慶円上人の旧跡徧照院に寓居した折」と述べられている。この奥書を信ずるのであれば、性亮は元々上醍醐にいたことになり、神鳳寺で受戒する延宝七年（一六七九）の九年前頃には三輪山付近に移っていたことになる。もし前述の徳田明本氏が指摘する通り智積院の学侶であったならば、「三輪山に住する以前」という前提を踏まえても、性亮は上醍醐に住する前に智積院に住したことになるう。

また、村山氏が指摘した法雲とは真別処第五世の法雲元如（？）一六九五^{一四三}を指すのであろうか。法雲については『金剛峯寺諸院家析負輯』第十「円通寺累代先師過去名簿」によれば、^{一四四}

第五代元如法雲房。予州伊予郡吾川村向居氏の産れなり。七歳にして同国称名寺快真に従つて剃染す。廿一歳、登山して交衆し、遺書に依つて威徳院の住持と為る。後に別所に入りて、寛文十一年正月廿日巳時進具して円通寺を継ぐ。又和州柴水山吉祥寺及び摂之国分寺を兼住す。後、円通を宥実に譲与す。具に別記の如し。

とあり、真別処以外にも柴水山吉祥寺や摂（摂津）の国分寺を兼務していたことが知られる。じつは現光寺にも柴水山吉祥寺に関する聖教が確認できる。それは『文殊師利菩薩所説宿曜経上卷』^{一四五}で、その刊

記に「享保二十一年仲春日沙門覺勝／寓於和州柴水山吉祥寺書」、帙の上書きに「宿曜經」、内書として「此宿曜經者瑞泉寺法明律師置属／天柱比丘 覆養山什本」とある。これによれば本書は西明寺第十代衆首の了雲房不生が開山した瑞泉寺（現在の長岡京市調子にあった寺院）に住した法明（生没年不詳）なる僧の所持本であったものを、後に現光寺第四世の天桂道標が所持することになったのであろう。つまり本書は現光寺と吉祥寺を結ぶものではなく、現光寺と瑞泉寺の交流を示すものになる。

次に将来された由来は不明であるが、遍照院や性亮関係の聖教を列挙して紹介したい。

・『受持益六念法則』^{一四六}

寛政七年（一七九五）に書写された『受持以益六念法則』は五種の資料を合写したものであるが、その中の「衆法受日法」の奥書に「享保七年龍集／壬寅／七月上旬書写以寄附神寺廣運／寛政七／乙卯／和州三輪山徧照蘭若心性之本以於北室／精舍令書写畢」とある。さらに貼紙一枚があり「我於宝永七年二月三日辰時中分受具足戒」と見られる。もし本書が寛政七年（一七九五）同時の書写であるならば、受戒時の宝永七年（一七二〇）と八十五年の差がある。さらに受戒時の年齢についても二十歳前後の若い僧であったことを踏まえれば、書写者と貼紙の受戒者が同一人物であるとは考えにくい。また「三輪山徧照蘭若心性之本以於北室精舍令書写畢」という点に注目してみると、この本の所持者は、三輪山遍照院の心性（生没年不詳…性亮系統の弟子か）なる僧の所持した写本を北室院にて誰かに転写させていた

ことになる。それがどのような経緯で大智寺にもたらされたのか、または書写をさせ、所持していたのが誰なのかは現時点では不明である。

・『阿闍梨妙極授行幸大法師伝法灌頂印信紹書』^{一四七}

・『伝法許可灌頂印信』^{一四八}・『血脈』・『行幸近住印明』

『阿闍梨妙極授行幸大法師伝法灌頂印信紹書』には「右於靈園山聖林寺授兩部灌頂畢／天明二年（歳次／壬寅）三月十三日庚戌（角宿／木曜）伝授大阿闍梨苾芻妙極」とある。さらに天明二年（一七八二）三月十六日に書写された（包紙一括）『伝法許可灌頂印信』・『血脈』・『行幸近住印明』にも『阿闍梨妙極授行幸大法師伝法灌頂印信紹書』と日付は異なるが、同じ内容の奥書が確認でき、行幸が聖林寺にて妙極より灌頂を受けたことが知られる。行幸が誰の弟子であるかは不明であるが、その証が大智寺に残されているのは行幸が大智寺に住していた期間があつたからなのであろうか。

・『供養阿羅漢儀註』^{一四九}

現光寺にも「天和三年十月五日於輪山編照閑静処／新京桑門玄心謹書」という奥書のある天和三年（一六八三）撰述の玄心性亮著『供養阿羅漢儀註』があり、そこには朱方印陰刻「釈氏」、朱方印陽刻単廓「玄心」の印記が確認できる。性亮玄心の自筆本であるが、「性亮」「玄心」の名前は「大智寺・現光寺共に他

に見られず、将来などについては不明である。

以上のように将来不明本が多数あるが、三輪山関係資料は大智寺を中心に現存しているようである。特に次の慶円関係資料は、そのすべてが大智寺所蔵である。

まず『三身印信』(三身印信／浅略初^{一五〇})写^{一五〇}には識語として「師主御記云此三輪慶円禅観房／上人之流大事也」とあり、さらに『三〇流大事』(三身印信／深秘後^{一五一})の奥書には「授与胎通／伝灯阿闍梨胎□(梵字／師曰此三輪慶円禅観房上人之／流大事品々有之於他慮随有／師受之了云々／宝暦二歳次壬申)」とある。これによれば宝暦二年(一七五二)に智積院第二十四世能化胎通(一七二〇～一七九八)が禅観房慶円由来の印信を受けていることが知られる。この伝授をした阿闍梨である胎□(？～一七五二？)については『三輪慶円上人以此大事親奉授善女童王秘密甚深大事』^{一五二}の奥書に「宝暦二歳次壬申 授与胎通／伝灯大阿闍梨胎□(梵ウシ)」とあることから胎^{一五三}咩であることが知られる。

またこの他『一心灌頂 三輪』^{一五四}や『生身地藏灌頂印信』^{一五五}などにも胎通の名があるもの、『過去毘婆尸仏授三輪大明神給灌頂ノ印明亦授慶円上人給之事』^{一五六}のように胎通の名がないものなど、三輪山関係聖教に属するものが多数確認できる。

そして『阿闍梨有 観^{原文ママ} 授胎通両界許可印信 案』^{一五七}の奥書に「右於奥州岩城沼之内密蔵院道場授両部灌頂訖／寛延四(辛未)八月十一日(斗宿／木曜)／伝受阿闍梨 宥寛」とあり、寛延四年(一七五二)に密蔵院^{一五八}において胎通が宥寛(？～一七五一？)より受法していることがわかる。さらに『伝灯大阿闍梨僧

正法印大和尚位動潮授胎通印可^{一五九}案』によれば「於洛東中性院道場／授兩部印可了／安永二（歳次／癸

巳）年十一月二十六日／伝灯大阿闍梨僧正法印大和尚位動潮」とあり、安永二年（二七七三）に胎通が洛

東の中性院^{六〇}において智積院第二十二世動潮（二七〇九―一七九五）より受法していることが知られる。そ

して『大阿闍梨僧正胎通授頼弁伝法許可灌頂印信^{六一}』には「（一通目）右於洛東智積院道場兩部許可訖／頼

弁／大阿闍梨僧正大和尚胎通（二通目）右於洛東智積院道場兩部許可訖／頼弁／大阿闍梨僧正大和尚胎通^{六二}」

とあり、智積院道場にて阿闍梨である胎通が頼弁（生没年不詳）に兩部灌頂を授けていることがわかる。

つまりこれらのことから胎通は智積院能化であり、胎畔より慶円系統の印信を受けていることが知ら

れる。しかし胎通の受法した慶円系統の聖教については、聖教の奥書などに記載がないこと、それを伝

えた師である胎畔も「有る師に随つて之を受ける」と詳細を記していないこともあり、その由来は不明

と言わざるをえない。

また大智寺（現光寺も同様であるが）に現存している三輪山関係聖教の将来については、胎通が大智寺

や現光寺に住した記載がない点、そのほとんどが不透明な点などを考慮し、寺院間での交流と考えるよ

りも、個人相承の聖教が何かしらの形で大智寺や現光寺にもたらされたと考える方が自然であろう。

加えて、ここでは三輪流だけではなく、その他の胎通関係の記録も重要になろう。前述の「洛東中性

院」は智積院中の中性院であろうし、「岩城沼之内」の密蔵院と智積院の関係も注視すべき問題になる。

そのため、これら聖教将来の問題については智積院胎通と大智寺との関係、また胎通が灌頂を授けた頼

弁の問題を再考すべきであると言えるが、この問題については今後の課題としたい。

四 結び

現光寺には多様な聖教が現存しており、その一々から興味深い交流が確認できる。特に現光寺は江戸期に律院として隆盛したこともあり、その名刹にふさわしい戒律関係聖教が数多く現存している。その中で雲松手沢本の選別は困難を極めるが、特に『南嶽思禪師受菩薩戒法』（梵網戒の授戒法であるが偽撰の指摘もある。天台宗の大乗戒壇を初めとして、浄土宗や日蓮宗などでも用いられる。また鑑真の伝えた南山律宗でも菩薩比丘の為の受菩薩戒法として用いられる）や『永明寿禪師受菩薩戒法』（唐末・五代の永明延寿の受菩薩戒法。本書の末尾に「梵網菩薩戒儀」^{六二}とあることから梵網戒の研究のためであろう）などの聖教を西明寺にて書写したことは注目に値する。

ともかく『永明寿禪師受菩薩戒法』にいたっては原本が大通寺にあり、さらに雲松も大通寺にて受法していることから交流があったのであろう。その他にも喜光寺の住持を務めた前後で西大寺や興福寺との交流が確認されるなど、戒律関係聖教だけに絞っても興味深いネットワークが確認できる。

また禅宗系統の聖教も同様に雲松所持本か否かなど種々の問題が生じたが、交流のあった臨済宗僧一絲文守周辺に関する資料を確認できた。特に文守の弟子となった後水尾天皇第一皇女文智女王の開いた

円照寺との関係は密接であり、その関係聖教・文書は非常に多い。さらに巖松院に雲松が住したことに
ついては註二七でも触れたが、そこは一絲文守の弟子である如雪文巖が中興しており、臨済宗僧や野中
寺中興の慈忍慧猛なども住していた（そのような縁もあって雲松は巖松院に住したのであるうか）。この
ことから、そこにおける交流は問題を紐解く重要なキーになるのではないかと考える。またこれら禪宗
系統の僧との交流の中、特に黄檗宗僧の独照性円や月潭道澄、蘭谷元定などは直接の交流が確認できた。
これについては今後、その周辺を見直してさらなる精査を行う必要があるだろう。そしてその黄檗宗僧のネッ
トワークは西明寺のみならず、宗を超えて広く交流をもっていたように見受けられることから、その点
も加味して多角的に考察すべきである。もちろん寺院視点で捉える場合、名前が挙がらないが律院とし
て重要な役割を担った寺院も多くあったことであろうし、西明寺とその末寺関係などは当然として、泉
涌寺や西大寺、大通寺との交流実態を明らかにする必要があると感じる。

今回、現光寺聖教において真別処円通寺や法隆寺北室院、律の三僧坊の一つである神鳳寺に関する聖
教に目を向けたが、寺院間の深い交流は確認できなかった。しかし、真済円忍や快円恵空以降も神鳳寺
のネットワークの中に黄檗宗僧が関わっていた可能性があることや、神鳳寺周辺のネットワークに洛東
智積院が関わっていたことなど、いくつかの可能性を見出せた。さらに智積院関係に付随して胎咩・胎
通の聖教や三輪上人慶円などに関する聖教を確認したが、その由来については不明であって現光寺や大
智寺との直接の交流であるとは断言できない。そのため、これらは各寺院の資料をより広く用いて慎重

に検討を加える必要がある。

前述のように、これら雲松の交流は、西明寺という中心寺院を介して形成されたのであろうが、その活動を支援した皇室関係との交流も無視できない。雲松の皇室との交流は後水尾天皇や東福門院、文智女王や一乗院真敬法親王、文察女王や文喜女王など幅広いものであったが、その皇室関係の人々も、各々に様々な律僧たちと深く交流していた。例えば後水尾天皇は一絲文守（臨濟宗僧）や本寂慧澄（真言宗僧）、隠元隆琦をはじめとした黄檗宗僧など。東福門院は本寂慧澄（真言宗僧）や如雪文巖（臨濟宗僧）など。文智女王は一絲文守（臨濟宗僧）など。真敬法親王は高泉性澈（黄檗宗僧）などである。これらの交流以外にも未だ説明されていないものもあるうし、皇室を介した律僧同士による複雑な交流もあったと思われる。加えて、この他にも後水尾天皇には仏教に帰依したと思われる皇子や皇女が多数確認できる。そのような皇室の関係から律僧の交流に光をあてて検討する必要もあるうし、律僧の弟子といったその周辺を通じた間接的な交流の可能性も視野に入れるべきであろう。

また本稿では法華宗僧や浄土宗僧、天台宗僧との関係は註において些か触れたが、その全体像を把握することはできなかった。しかし江戸期における律僧たちの伝記を確認すると、律院での受戒以外にも他宗との交流が目立ち、さらに新来の黄檗宗僧にいたっては様々な人物の伝記において交流が確認でき、ネットワークの中心にいたように感じられた。

以上のことから江戸期戒律復興の一端として、西明寺を中心とした宗を超えた密な交流ネットワーク

が多様に存在していたこと、そこには現光寺や大智寺なども含まれ、重要な寺院であったことを本稿の報告としたい。加えて、これら江戸期戒律復興運動の展開、その隆盛において明忍の果たした役割は非常に重要であったといえ、さらにその後の展開に目を向けても、興律を志した明忍の意に沿った形（黄檗宗僧に依り別受の受戒がもたらされたことも含め）となったのではないだろうか。

※本論文は令和五年度（二〇二三）日本印度学仏教学会第七十四回学術大会において発表した内容に加筆、修正を行ったものである。

註

一「律三僧坊」

山城国 槇尾山西明寺（平等心王院）……一五九六年に俊正明忍の中興

河内国 青龍山野中寺……一六七〇年頃に慈忍慧猛（一六一四～一六七五）の中興

和泉国 大鳥山神鳳寺……寛文年中（一六六七～一六七二頃）に快円恵空（一六三三～一七二二）の中興

二『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一三頁上段）には「慶長十六年辛亥三月二日示寂／洛陽人姓清原氏高雄山中興」とある。

三『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一四頁上段）には「二代衆首」として「慶長十六年辛亥三月二日示寂／泉州堺／郷人」とあるが、遷化の年月日が晋海和尚と同日な点は偶然であろうか。

四『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一四頁上段）には「慶長十五年庚戌六月二日示寂／甲州小室郷／人」とある。

五『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一四頁上段）には「三大党衆首」として「慶長十七年庚子四月十八日示寂／京城人」とある。

六『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一四頁上段）。

七高松世津子「近世戒律復興の明忍と了性―その事績と臨終瑞相をめぐる―」（『伝承文学研究』第七〇号、二〇二二年 参照。
尚、時代は下がるが現在の西明寺本堂は徳川五代將軍徳川綱吉（一六八〇―一七〇九）の母である桂昌院（一六二七―一七〇五）の寄進によって再建されと伝わる。

八徳田明本『律宗概論』（百華苑、一九五九年）・上田天瑞『戒律の思想と歴史』（密教文化研究所、一九七六年）・上田靈城「江戸仏教の戒律思想（一）」（『密教文化』第一一六号、一九七六年）参照。

九『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一三頁下―一四頁上段）には「正保四年丁亥四月二十六日寂壽五十四／薩摩州人元通寺開山」とあり、元西明寺末の元通寺（合併により廃寺・稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一〇頁）を開いた人物。寛永三年四月十日（一六二六）に西明寺十代衆首（西明寺一派を取りまとめる役）で調子瑞泉寺（現在の長岡京市調子・廃寺）を開山した了雲不生（一六〇五―一六六七）と共に自誓受戒している。
一〇深草元政の交流は幅広く、独照性円や月潭道激との交流もあつたとされる。本文中でも触れているが独照性円や月潭道激は雲松実道と密な交流を行っており、このことから元政と雲松にも二人を介した交流があつたのであるうか（註二三においても触れる）。

また元政は泉涌寺の天圭照周（一六一六―一七〇〇）とも交流があつたとされ、さらに註一一でも触れるが元政は泉涌寺雲龍院の正専如周（一五九四―一六四七）の法華講を聞き、出家の志をもつたとされる（岡雅彦・落合博志・桑名法晃・長田和也・中前正志・那須陽一郎・原雅子・村木敬子編『深草瑞光寺所蔵 元政上人資料集 近世京洛寺院の学問とネットワーク』勉誠社、二〇二三年、六〇七頁）。

尚、元政の弟子で瑞光寺を継いだ人物に慧明日燈（一六四二―一七二七・元律宗の僧で智岸）がいる。慧明は元々慈忍

慧猛について学んでいたが、後に律僧の省我惟空を介して元政について学んだとされる。後述するが慈忍と元政の間に泉涌寺雲龍院の正専如周の名前が挙がること、省我惟空という西明寺の律僧を介して慧明（智岸）という繋がりがあった点は大変興味深い。

一一 阿部美香・大久保美玲・塚本あゆみ・関口静雄「妙幢淨慧撰『佛神感應錄』翻刻と解題（七）」（『学苑』資料紹介特集号 第九三七号、二〇一八年）によれば慈忍は泉涌寺雲龍院において正専如周について学んだとされる。この泉涌寺雲龍院は後水尾天皇の援助により復興された寺院であるが、じつは大智寺第三世普聞寂然の弟子に唯心（？～一七〇〇～？）という僧がおり、泉涌寺雲龍院にて義豊阿闍梨より松橋流の灌頂を受法している（現光寺聖教「あ46箱1号」「大阿闍梨義豊授両界伝法灌頂印明」、同聖教「あ46箱9号」「大阿闍梨寂然授唯心両部印明」）。

また鉄眼道光に師事して華嚴教学再興を託された鳳潭僧濬（一六五九～一七三八）は、元禄六年（一六九三）に泉涌寺雲龍院恵應（生没年不詳）を戒師として出家しており、さらに元禄八年（一六九五）には安楽律院の靈空光謙による『法華文句』の講義を受けている（鎌田茂雄「覚洲鳩の華嚴宗史観」に付された「大日本華嚴春秋」翻刻を参照。『東洋文化研究所紀要』第八六号、一九八一年）。前述のように真空了阿を証明師として自誓受戒した元政日政も泉涌寺雲龍院と交流があった。このように泉涌寺雲龍院を介した様々な交流は近世の戒律復興の中心寺院である西明寺を含み、幅広い律僧ネットワークの一環にあつたのではないだろうか。加えて「雲松実道と現光寺復興支援者」でも言及するが後水尾天皇以降、皇室を介した密接な関係があつたことも注目すべき点であろう。これについて楊慶慶「後水尾法皇と隠元―三平瑞木像をめぐる―」（『禅学研究』第九九号、二〇二二年）では後水尾法皇と黄檗宗僧、そして泉涌寺との交流について興味深い指摘がなされている。

一二 『続日本高僧伝』『城州深草真宗院沙門性恵伝』（『大日本佛教全書』一〇四卷、一六二頁）によれば、慈空は浄土教学にも関心が強かつた黄檗山第四世獨湛性瑩（一六二八～一七〇六・中国僧）と、漢詩文に長け一乗院真敬法親王の帰依を受けた黄檗山第五世高泉性澈（一六三三～一六九五・中国僧）との交流が知られている。特に二師は蓮社（白蓮社・中国起源

の念仏修行の結社で日本にも伝わる」への強い思いがあり、これにより三師は盟約を結ぶ仲となる。

また前述の「白蓮社」については、日本に伝来の後、中世以降に能化者や奥義を極めた僧などに対して法号（蓮社号）として授与された。例えば瓶原に住した袋中上人は「弁蓮社入観」とも号す。

尚、慈空には元政日政とも交流があったとされる点も付記しておきたい。

一三『続日本高僧伝』（『大日本仏教全書』一〇四巻、一六五―一六六頁）によれば洞空は慈空性憲（文中では三空・おそらく「空」の名前をいただく僧が三名いたのであろう。慈空、その師である龍空などか）について出家して浄厳覚彦より菩薩戒を受け、後に円頓戒を挙揚したとされる。

この洞空に関する資料が現光寺にも確認できる。まず現光寺聖教（あ13箱2号1）『梵網經古述記撮要卷之一』の序に「（一丁目）「元禄元年龍飛著雍執徐暢月之吉河南教興律寺傳瑜伽乘教苾芻妙極老人浄嚴題（五丁目）貞享丙寅孟秋僧自恣月菩薩戒弟子／沙門洞空謹序干洛西雙丘知足菴」とある。前述のとおり浄嚴と洞空の間には菩薩戒の授受などの交流があり、そのことから浄嚴が序文を寄せたのであろう。さらに現光寺聖教（あ8箱7号1）『天台菩薩戒疏順正記卷之一』の刊記の項に「（三丁目序）「時／元禄四年秋八月菩薩沙弥光謙／謹序（七丁目叙）「歳旅庚午孟冬望後二日／淡（山）龍空七十二翁／書于眞宗方丈」（十一丁目序）「元禄四龍集辛未後安居日菩／薩戒弟子慈泉洞空謹識洛西／双丘知足菴」とあり、また『続日本高僧伝』によれば天台宗僧の靈空光顯が洞泉に『菩薩戒疏』の講義を行っているところ（『大日本仏教全書』一〇四巻、二九三頁）。このことから光謙は安樂律院の靈空であり、交流があったことから序文を寄せたのであろう。そして現光寺聖教（あ30箱8号2）『梵網古跡撮要事義三・四・五』の識語には「洞空上人之梵網古述^要提^要／事義六卷宝永歲次丙戌冬／日□豊之后州以 瑞堂律師／藏本肅書寫正与／近□□山洲子和南」とあり、瑞堂律師（生没年不詳）藏本を書写した本（由来不明）が現光寺に伝わっている。

以上のことから洞空のネットワークは浄土・真言・天台の律僧に広がりが見える。加えて洞空の師である慈空性憲の黄檗宗僧との交流も同時代の戒律ネットワークの一端として注視すべき点であり、そのような縁から洞空も同じ環境に身を

おいていた可能性は十分にあると思われる。

一四 『律苑僧宝伝』を著した野中寺第三世で近江の東方山安養寺を復興した。さらに戒山は黄檗版一切経刊行で知られる黄檗宗僧鉄眼道光（一六三〇～一六八二）に師事して出家した。興律に目覚めて鉄眼の元を離れた後、巖松院に住していた慈忍慧猛に師事している。それらの黄檗宗僧と縁もあつてか『律苑僧宝伝』には黄檗宗僧の南源性派（一六三一～一六九二・中国僧）・高泉性激が序文を寄せている。

一五 野中寺第六世、近江の東方山安養寺第二世で『戒山和尚行業記』や『教誡新學学比丘行護律儀講述』など著作が多数ある。『青龍山野中寺僧名録 B本（寛永7明治二十五年）』十二（『稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」四八頁上～四八頁下段』）によれば元禄元年（一六八八）に具足戒を受けている。また交流の記録として高泉性激の弟子であり、画僧として有名な黄檗宗僧卓峰道秀（一六五二～一七一四）、後水尾天皇の皇女で一絲文守や隠元隆琦に参禅して林丘寺を開いた照山元揺（一六三四～一七二四）なども報告されている（栗東歴史民俗博物館「近江の近世 高僧たちの仏教文化」一三～一四頁）。

一六 現光寺聖教（あ60箱12号）『十重波羅提木叉和訳』の版本は内題下の著者名に「慈山」とあり、その後跋に「延宝庚申季秋七月台麓比丘唯忍子書」（一六八〇）、表紙の識語に「天台妙立和上述／現光寺経蔵」とある。つまり安楽律院慈山妙立（号が「唯忍子」）の著作である。『続日本高僧伝』「比叡山安楽律院沙門慈山伝」（『大日本仏教全書』一〇四巻、一二頁上～一四頁上）を参照。

『続日本高僧伝』によれば妙立は受戒をするため横尾山（西明寺）に向かう途中、智本律師に出会い、（おそらく戒律に関する）問答を行ったが疑問が晴れず、むしろ智本律師が白衣（俗服）を衣の下に着ていたことに不信感を抱き、坂本に帰ったという好ましくない顛末が記されている（『大日本仏教全書』一〇四巻、一二頁）。おそらくこの智本律師とは西明寺「第一四代衆首」の智本理澄（一六三〇～一七二六）であろう。『自誓受具同戒録』（稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一四頁下段）には明暦四年（一六五八）に自誓受戒した記録、さらに「正徳六年丙申正月十五日寂壽

八十六当山長老／□□弟子丹州ノ人五十八夏」とある。この智本は関口静雄・高松世津子「槇尾山西明寺藏 月潭道激自筆資料―『明忍和尚行業曲記』翻刻と解題（『学苑』昭和女子大学紀要 第九六七号、二〇二一年）によれば雲松実道や月潭道激との交流も指摘されている。また現光寺聖教（あ61箱36号）『普門山草創開壇祝妙立詩』の包紙上書には「普門山草創開壇祝／妙立詩」とあり、おそらくこの普門山は「普門山 円照寺」を指すと思われる。円照寺は後水尾天皇の皇女で一絲文守について出家した文智女王（一六一九―一六九七）が庵室（東山修学院）を設けたのを始めとして、明暦元年（一六五五）に現在の奈良山村に移された。そして開山第一代は文智女王となり、これより後も皇女が歴代住持として晋山しており、山村御所とも呼ばれるようになる。ここでの指す草創とは移された時点のことを指すと思われる、妙立が一六九七年に示寂していることを考えても妥当な年代といえよう。そもそも妙立は後水尾天皇の皇子である天台座主（第一八三・一八六代）梶井宮盛胤法親王（一六五一―一六八〇）等と交流があり、同じ後水尾天皇の子にあたる文智女王と交流を持っていたとしても不思議ではない。そして雲松と円照寺の関係を考慮すれば、円照寺経由で現光寺に妙立関係の聖教がもたらされたのであろうか。あわせて妙立の弟子である靈空光顕に関する聖教も確認できることから、何かしら交流があった可能性も否定できない。

一七 現光寺聖教（あ60箱10号）『靈空和尚妙宗鈔講錄拾遺』の裏表紙見返しに「雲松□住物」とあるが本書は享保十三年刊（一七二八）であるため雲松の什物ではなく、後世にもたらされたのであろう。

ところで『続日本高僧伝』『慈叡山安樂院沙門光謙伝』（『大日本仏教全書』一〇四卷、二九三頁）によれば靈空は師である妙立と同様に梶井宮盛胤法親王を尊敬し交流があったとされる。註一三で前述したように靈空は慈泉洞空との交流も確認されており、後水尾天皇系統の繋がり（皇子や皇女同士の交流）によって僧や聖教の往来があり、現光寺にも天台・浄土系の多様な聖教がもたらされたのであろうか。

一八 この浄厳に関わる聖教が現光寺においても確認できる。まず現光寺聖教（あ18箱5号1―4）『大毘盧遮那成仏経疏』（版本）の表紙に円璇（生没年不詳）、表紙見返しに融晟（一六五九―？）なる人物の名が確認できる。融晟については同聖教『大

毘盧遮那成仏経疏』卷一などの識語に「(四十九丁目・朱)「御本云／万治三庚子稔四月晦日以信堅御点写之／雲農改浄厳／時元禄二年九月二十日以浄厳御点写之／融晟」,さらに同聖教(あ31箱2号1)『大日経疏第一』に識語として「御本云／萬治三庚子四月二十九日□□樂院信堅御点本写之金寶雲農二十二／皆元禄二載龍集屠維大□落秋夷則念有□□以浄厳大和上□本／写点正与畢 融晟行年三十」とあることから浄厳が記した書き入れを写していることが知られる。

また現光寺聖教(あ19箱1号2)『秘密儀軌乾二』(版本:『大毘盧遮那成仏神変加持経』卷一)の識語に「(八十三丁目表)貞享三年四月十七日 浄厳四十八齡(墨)元禄四辛未年春二月十三日(月)翼／黄昏閑宅(以)和本／一校了／金剛子覺勝(四八載^{墨マ})／享保二十年五月二十六日書写了白厳、同聖教(あ19箱1号3)『秘密儀軌乾二』(版本:『大毘盧遮那成仏神変加持経』卷四)の識語に「(二十二丁目表)享保二十年六月二日書写了 白厳、(五十丁目表)享保二十年卯十一月点写了 白厳、(二〇八丁目)享保二十年卯年六月写点了 白厳」とあり白厳(？～一七三五？)が書き入れを書写している。そして同聖教(あ46箱42号)『三昧戒印明等記録』の表紙に「観明主本」とあり。奥書に「貞享四(丁)卯年仲春十二日同十七日一覽了／何南教興寺 焔芻浄厳四十九歳」と記され、所持者であろうが観明の名前が確認できる。この観明はおそらく(現光寺第五世・大智寺第六世の)観明一円であろう。実際に現光寺聖教を概観すると観明の名が見いだせる真言関係の聖教が多く、観明関係の交流が浄厳関係聖教もたらした可能性も十分にある。

このように浄厳関係の聖教、その書写者からは現光寺への伝来をあきらかにはできないが、将来にあたり広いネットワークがあったのはいうまでもない。あわせて前述(註一三)のように浄厳が浄土律を宣揚した洞空慈泉にも菩薩戒を授けていること、さらに黄檗宗僧鉄眼道光との交流があった点も注目すべきであろう。

一九 上田霊城「江戸仏教の戒律思想(一)」(『密教文化』第一一六号、一九七六年)。

二〇 本来「宗」というのは学問の意味であつて、それ自体で教団を意味するものではない(苦米地誠一「諸宗の制度的兼学と重層的兼修」『智山学報』第五六卷、二〇一六年)。

二一 苦米地誠一氏の調査報告書(『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』

一五六頁下段)に「朝誦夕梵の勤行／も絶へ晨粥午飯の供養も缺／本ハ律宗なりと云へとも律院／の規矩跡形もなく終に塵俗／の舍所と成る由人の語を聞延宝／八年の春此山に來り本尊を／拜…以下略…」と示され、復興は延宝八年(一六八〇)以降とあることから一六八〇年代前半頃かと推測される。

尚、『聖地南山城―奈良と京都を結ぶ祈りの至宝』の図録に付された年表には『覆養山現光寺記』を根拠として延宝年間(一六七三―一六八一)に「雲松実道が現光寺を訪れ、再興に着手する」と記されている(同『図録』二六六頁)。

二二 稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一四頁下段―一五頁上段。

二三 元政日政が著した『楨尾平等心王院興律始祖明忍律師行業記』は省我の要請により執筆された。この元政は多くの僧と交流をもっており、元日蓮宗僧の省我もその一人であった。

ところで省我が西明寺にて雲松実道とともに自誓受戒し『明忍行狀』作成などの顕彰活動に携わっていたことや、前述(註一〇で触れた)の慧明(智岸)を紹介したこと、元政が独照性田や月潭道澈との間にも交流があった要素は見逃せない。これらのみでは元政と雲松の間に直接的な交流を確定させる材料にはならないが、間接的な交流があった可能性だけは指摘しておきたい。

二四 大原野正法寺はいずれも西明寺にて受戒した慧雲寥海と長田良祐(一五七七―一六一九)により元禄年間(一六八〇―一七〇三)に中興されたと伝わる。この復興に際しては桂昌院の帰依を受けており、延享二年(一七四五)書写の『真言律宗西明寺派下寺院牒』(稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」九頁)にも西明寺の末寺として確認できる。

二五 大原野安養寺、もしくは近江栗東の東方山安養寺であろうか。

ところで現光寺聖教(あ23箱2号1―2)『観仏三昧海経』(寛文十三刊・一六七三)には一丁目に朱長方印陽刻単廊「覆養山」、朱方印陽刻単廊「釈氏雲松」、雲松印の上に朱長方印陽刻単廊「西岡大原野安養寺常住」とあり、大原野安養寺に雲松も住していたのであろうか。いずれにしても大原野安養寺との関連を匂わせる資料である。その他、残念ながら雲松との直接的な関係を示すものは見当たらないが、現光寺と安養寺の間には何かしらの交流があったのであろう。おそらく、

それらは西明寺を中心とした交流であり、末寺なども含めたネットワークを検討する必要があるように思う。

二六 稲城信子『自誓受具同戒録』（『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一四頁下段）には「元禄三年庚九月三日寂／慈雲和尚弟子也」とあり、堯遠不筌（？～一六五三）・澄然重如（生没年不詳）とともに「已上三人同誓受具（慶安三年／正月十三日）」（一六五〇）として受戒をしている。さらに内藤航氏の指摘によれば「巖松院像は、銘記により比丘了惠元如（？～一六九〇）の直接的な関与があったとみられ、まだ像容から西明寺の本尊である釈迦如来像（鎌倉時代）〔図6／9〕の忠実な写しと判断される」（図録『聖地南山城―奈良と京都を結ぶ祈りの至宝―』二一〇頁）とあり、註二七にて示す巖松院と関わりがあったようである（『自誓受具同戒録』には巖松院に住した記録はない）。

ところで、この了惠の師である慈雲とは、おそらく西明寺の第九代衆首である慈雲智城（一五九六～一六六二）であろう。智城は稲城信子『自誓受具同戒録』（『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一三頁下段）によれば「寛文二年壬寅十二月廿日寂壽六十七／備前州片上郷人大原野正法寺一代」とあり正法寺の住持であったことが知られる。この智城に関しては高松世津子「近世戒律復興の明忍と了性―その事績と臨終瑞相をめぐって―」（『伝承文学研究』第七〇号、二〇二一年）にて堯遠不筌との交流が指摘されている。

また現光寺聖教（あ9箱1号7）『五部秘経』（元禄六年書写：一六九三）と（あ9箱1号11）『五部秘経』（元禄六年書写：一六九三）に恵照（生没年不詳）和尚より授かった記録、識語として「金資智城」とあるが西明寺（第九衆首）智城の生没年に適さないため別人であろう。また大智寺聖教（聖教番号3―5）『大方広仏華嚴經入不思議説境界普眼行願品』（寛永九年写：一六三二）には「釈智城」と名前が確認できるが西明寺（第九衆首）智城と同一人物であろうか。年号的にも活躍した時代と祖語がないため可能性はあるが、同名別僧の可能性など種々問題があるため、ここでは資料の紹介程度の言及にとどめたい。

二七 現在の東陽山巖松院（岩松院）。阿部美香・大久保美玲・塚本あゆみ・関口静雄「妙幢淨慧撰『佛神感應録』翻刻と解題（七）」（『学苑』資料紹介特集号 第九三七号、二〇一八年）によれば聖徳太子（五七四～六二二）の創建と伝える古刹。寛永十二年

(一六三五) に如雪文巖が智鏡恵海(生没年不詳)と普淳守真(生没年不詳。二十一日に遷化)と共に中興したとされているが、稻城信子『自誓受具同戒録』(『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一三頁)では「寛永十六年己卯六月朔日岩^{原文マ}松院中興」(一六三九)と記され、智鏡恵海の中興としている。

尚、『聖地南山城』奈良と京都を結ぶ祈りの至宝』の図録において内藤航氏が巖松院について(同『図録』二二〇～二二二頁)、

巖松院は寺伝に聖徳太子の創建といい、寛永十二年(一六三五)、西明寺で修行した如雪文巖(一六〇一～七〇)が、智鏡恵海(？～一六三九)と普淳守真(生没年不詳)の二名を率いて入寺し、律院として再興した(註3)。同寺には西明寺、大阪・神鳳寺(廃絶)とならび律の三僧坊に数えられた奈良・野中寺を再興した慈忍恵猛(一六一三～七五)や、京都府木津川市の大智寺二世をつとめ、現光寺を再興した雲松^{うんしゅう}実道(一六三五～一七〇五)など、西明寺出身の高名な律僧が住した。

と述べている。これらの典拠については文中註記3に(同『図録』二二三頁)、

『如雪和尚紀年録』寛文十二年条(阿部美香・大久保美玲・塚本あゆみ・関口静雄「妙幢淨慧撰『佛神感應錄』翻刻と解題(七)」『学苑』九三七、二〇一八年十一月)、『自誓受具同戒録』(後述)では巖松院を智鏡の再興とするが、この違いについて右の論考では如雪が普淳を連れて滋賀・永源寺を中興した臨濟僧一絲文守の下に入り転宗したことによると推察している。

と示していることから、前述の「妙幢淨慧撰『佛神感應錄』翻刻と解題(七)」や『自誓受具同戒録』を参照されたのであろう。

また巖松院は延享二年(一七四五)書写の『真言律宗西明寺派下寺院牒』(稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」九頁)にも「山城国綴喜郡宇治田原／巖松院」とあり、西明寺末寺として名前が確認できる。この他、巖松院(岩松院)関係の律僧を列挙しておく(稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」参照)。

・西明寺所蔵『自誓受具同戒録』(引用元については一〇〇頁として記した)

如雪文巖（一六〇一～一六七二）……初めは密教を学んだが、賢俊良永（一五八五～一六四七）のもとで自誓受戒した後、臨済宗の一絲文守（一六〇八～一六四六）の弟子となる。―『自誓受具同戒録』に記載なし。

智鏡恵海（生没年不詳）……筑前の人―一三頁下

普淳守真（生没年不詳）……丹州柏原の人―一四頁上

慈任^{原文ママ}恵猛（一六一三～一六七五）……河内野中寺を中興―一四頁上

雲松実道（一六三三～一七〇五）……加茂現光寺を中興―一五頁上

会曉実通（一六五〇～一七二三）……西明寺第十六代衆首。獅子窟寺中興とあるが、西明寺で自誓受戒した光影（？

一六六四）とともに再興に尽力したのであろうか―一五頁下

古鑑仙林（？～一六九三）……詳細不明―一五頁下

月堂道梁（？～一七一九）……詳細不明―一六頁上

忍海照山（？～一七五八）……後に忍鑑照山と改める。西明寺第二十三代衆首。真空了阿の開山した宇治元通

寺（西明寺末）・巖松院を兼任―一七頁上

石泉恵然（？～一七三五）……木津大智寺第四世―一七頁下

善淳妙静（？～一七七九）……紀州の人。慈甲（生没年等詳細不明）の弟子―一八頁上

伝光智空（一七四七～一八三二）……西明寺第二十八代衆首。名を伝光円明と改める。初め巖松院に住した後、泉州

蟻通寺に住した―二〇頁上

泰演真性（一七六三～一八二四）……紀州の人。本光（生没年等詳細不明）の弟子―二〇頁上

戒心光遍（一七八六～一八六二）……紀州の人。泰演真性の弟子。巖松院に住して大原野正法寺を兼任―二二頁上

現光寺中興第一世・大智寺中興第二世の雲松実道や大智寺第四世石泉恵然などの名前がみられるが、地理的にも近いこ

とを考慮すれば（巖松院は宇治田原にあり、木津との距離も近い）、他の現光寺僧とも交流があつたのであろうか。古鑑仙林や月堂道梁については詳細不明であるが、中興の如雪文巖が臨済宗僧であることを考慮すれば、その系統の僧が住していた可能性もあろうし、もしそうであつたならば雲松と禪宗系統の僧との交流にも繋がらう。

また会暁実通の獅子窟寺に関する問題は不明と言わざるを得ないが、現光寺聖教にも獅子窟寺関係資料が確認できる。まず寛文元年十月五日（一六六一）に書写された現光寺聖教（あ49箱9号）「普見山獅子窟寺相節書」や、寛文二年十一月十八日（一六六二）に書写された現光寺聖教（あ61箱41号）『獅子窟寺鐘縁起』（識語に「獅子窟寺 光影□通」として光影の名が確認できるもの）、そして光影の伝記にあたる現光寺聖教（あ31箱31号）『獅子窟寺光影律師行業記』などがある。

さらに書写年不明であるが獅子窟寺より現光寺大和上宛である現光寺聖教（63箱104号2）「書状（借用物返納の件）」や獅子窟寺の仙真（生没年不詳）より観明大律師（現光寺第五世・大智寺第六世観明一円であらうか）宛で、宝暦三年（一七五三）十一月十一日付けの現光寺聖教（63箱104号6）「獅子窟寺ノ書籍ノ借状」が確認できる。これらは現光寺・大智寺と獅子窟寺間で交流があつた証左となろう。

二八『自誓受具同戒録』（稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一四頁上段）には「十三代衆首」、並びに「延宝四年丙辰十一月廿一日寂／山城南相楽郡木津郷人 大智寺住」とあり本寂惠澄の名が確認できる。この本寂惠澄については苦米地誠一氏が伝記をもとに紹介をされており、そこには大智寺や現光寺の再興を支えた後水尾法皇（一五九六～一六八〇）や中宮東福門院（一六〇七～一六七八）、一通妙愚（生没年不詳）や虚応円耳（一五五九～一六一九）などの僧たちとの交流も指摘されている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一六〇～一六二頁）。

二九 苦米地誠一氏は『覆養山現光寺記』を提示した上で、別な現光寺中興の由来を示されている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一五九頁）。

また『聖地南山城―奈良と京都を結ぶ祈りの至宝―』の図録において山口隆介氏は大智寺と現光寺の概要について紹介しており（同『図録』一三～一五頁）、さらに谷口耕生氏は行基信仰の観点から両寺を取りあげて建立・中興について言及されている（同『図録』二〇六～二〇九頁）。

三〇 大智寺は中興第二世が雲松実道となり、これより後は現光寺との住持を兼ねる僧も現れる（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』二九五頁）。

三一 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第一冊』一頁。

三二 現光寺が南都興福寺一乗院の末寺であったとされること（雲松の記した由緒書に記される）については、苦米地誠一氏が大乘院に関する指摘を以て一乗院末という記載に疑義を呈されている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一五七～一五八頁）。

また大乘院・一乗院末の問題ではないが、宝暦七年（一七五七）に現光寺第五世・大智寺第六世の観明一円により書写された現光寺聖教（小箱49号3）『現光寺鎮守（春日明神）神宝録』の奥書には「宝永元年甲申八月二十五／覆養山再興主／実道老人謹書／宝暦七年丁丑年二月五日／法孫一円山僧拝写」とある。これによれば本書は宝永元年（一七〇四）八月二十五日付けである雲松晩年の書写本を観明が写したものである。そして本書によって現光寺の鎮守として春日明神を祀っていたことが知られ、現光寺と興福寺の間に密接な関係があったことを感じさせる。

三三 袋中については苦米地誠一氏が孫弟子にあたる良光聞証（一六三三～一六八八）や「浄土宗名越派泰観」の識語などを紹介して現光寺における浄土宗僧との関係、浄土律などの影響を指摘されている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一五八～一六〇頁）。

ところで浄土系ではないが現光寺関係聖教の中に良呈泰雄（？～一七二二？）という人物に関する資料が多数確認できる。まず現光寺聖教（あ8箱1号12）『俱舍論釈頌疏義鈔 下末』（版本）の識語には「維□宝永五戊子春正月上浣於武州小石川伝通院東溪以情道上人之本点写之畢丁道公之本原洛東禅林寺貞準師燕削之本而道公又自添削且加白点云

／一乘真宗沙門良呈泰雄 佑寿二十一」と記され、この時良呈が二十一歳の浄土宗僧であったことがわかる。さらに現光寺聖教（あ33箱6号10）『成唯識論略解下三 論本第十』（版本）の識語に「十四丁左 享保七歳之夏於瓶原心光道場講此論之月加朱導又ノ模写良照大和尚導本及湛慧師批評本了ノ良呈泰雄敬書」とあることから享保七年（一七二二）に良呈が瓶原心光庵にて『成唯識論』の講義が行われた際に良照の本と湛慧の本を以て加筆を行ったことが知られる。この良照とは義山良照（一六四八―一七一七）のことで『洛東華頂義山和尚行業記並要解』によれば長じて良光聞証に師事し浄土をはじめ唯識や俱舍などに精通し、黄檗山第四世の獨湛性瑩との交流もあったとされる（『浄土宗全書』一八巻、八八―九五上頁）。この良照の伝記にあたる現光寺聖教（あ64箱23号）『良照和尚行状』が現存しており、書写者是不明であるが奥書に「享保八年歳次癸卯仲秋^{原イマ}念有五日ノ洛東人信退藏單阿祖嚴謹狀于歸雲庵軒頭」（一七二三）とあり、後述する関係でもたらされたのであろうか。

そして湛慧とは湛慧信培（一六七五―一七四七）のことで『長時院律法開祖湛慧和上行状』によれば長じて華開院の息菴（？―一六八八？）について出家し、息菴の法兄である良光聞証に就いて浄土をはじめ俱舍や唯識を学ぶ。続いて東西に遊学して（義山良照にも学んだといわれている）研鑽を重ね、性激靈潭に沙弥戒を受けて西明寺と神鳳寺にて律を学んでいる。そして性激靈潭と靈潭の系譜に列なるであろう玄門通西（生没年不詳）を証明師として自誓受戒したとされる。この他にも湛慧は靈空光顕や鳳潭僧濬とも論争を展開している（『浄土宗全書』一八巻、一八七―一八九頁）。つまり二師は『略述法相義』を著した良光聞証系統の弟子にあたり、良呈もその系譜に列なるものであると考えた方が自然であろう。残念ながら、良呈が心光庵に聖教をもたらしただかは不明であるが、袋中上人の建立した庵であるならば良呈より以前に他の僧によってもたらされた可能性もあろう。

加えて良呈が現光寺と距離的にも近い心光庵に住していたのであれば、現光寺聖教（あ27箱7号1―5）『俱舍頌疏記』（版本）の表紙見返に墨書きで「泰雄」とあるのは、直筆の可能性も考えられる。

また末寺化の頃（一七六七…この頃、袋中上人関係の聖教が伝わったか）は年代的に現光寺第五世・大智寺第六世の観

明一円（？～一七七二）か現光寺第六世光忍尊嶽（？～一八二四）が活躍していたと考えられる。これについては苦米地誠一氏が現光寺聖教（あ62箱5号）『槇尾奉律開祖明忍律師嘆徳章附雲松和尚詩集』の巻末奥書の一文（観明一円が袋中上人草創の瓶原心光庵について記した）を紹介しており、時代は不明であるが観明の名が確認できる（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一八二頁）。

以上のことより現時点では観明一円や光忍尊嶽、良呈泰雄あたりが心光庵の現光寺末寺化（一七六七）に関わった可能性を有す程度の指摘に留めたい。

三四 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第一冊』一～二頁。

三五 苦米地誠一氏によれば本寂は承応三年（一六五四）に木津に戻り、大智寺（橋柱寺跡）の地に庵を結んだとされる（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一六〇頁）。これについては大智寺聖教（14箱—49号）『木津吸江菴慧澄敬白文案』という資料を確認したい。その奥書には「寛文八年歲次戊申十二月望日寓山城州／木津県吸江菴通受大戒比丘慧澄焚香作礼／敬白／大歳（戊／申）年十二月十五日 慧澄頓首謹言」（一六六八）とある。これを書写した時期は、前述の通り本寂は木津に住しているはずであるから（大智寺を復興中か、何かしらの理由で仮住まいとして吸江菴にいたのであろう。それは大智寺を建立するにあたり、本堂を建てていたからではなからうか。そうであるならば寛文九年（一六六九）に後水尾法皇の中宮である東福門院より本堂建立費用を下賜されていたのとも時期的に符合する。また、この吸江菴については木津関係の資料を概観したが存在自体が確認できなかった。しかし木津ではないが平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系』二六卷（「京都府の地名」一三三頁中段）によれば「村域内には浄土宗円福寺（尼寺）があり、普化宗の中興虚竹郎庵が居住した岡本の吸江菴の遺仏普化観音立像を安置する」（宇治上村）とあり、同じ山城国の宇治にはその流れ（普化宗）を確認できる。現存はしていないが普化宗の流れを汲む庵が木津にもかつて存在したのであろうか。もしくは本寂が普化宗とは関係なく名付け、結んだ庵であったのかなど、詳細は不明である。

三六 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一五八頁。

三七 苦米地誠一氏は現光寺聖教（あ44箱1号）『一切如来心秘密全身舍利宝篋印陀羅尼經』について、

版本であるが、巻末識語に「平懷弥穩禪尼者幼而脫白寓普門山倍事於／公主大師延宝八年六月二十九日嬰病西去法眷／某輒沒後之遺財以□心地品十五卷并／經案一脚而寄覆養山現光律寺請〈求〉禪尼／之冥祐矣／実道誌」とあり。普門山円照寺（山村御所）の尼僧である平懷弥穩禪尼は、幼い頃に出家して文智女王に仕えていたが、延宝八（一六八〇）年に病没し、後にその遺財によって「梵網經廬舍那仏説菩薩心地品（梵網戒經）」十五部と經案（机）一脚を購入し、禪尼の冥祐を祈って現光寺に寄附されたという。現光寺の再興が延宝九年であるから、それに合わせたものであったと思われる。（あ44箱1号）に同じ識語が見られるのは、殘簡の中で「梵網經廬舍那仏説菩薩心地品」巻末識語分だけが組み合わされたせいであろう。

と述べて、現光寺再興の寄附について指摘されている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一七三～一七四頁）。

また『聖地南山城―奈良と京都を結ぶ祈りの至宝―』の図録に付された年表には『現光寺淨聖堂記』を根拠として元禄九年（一六九六）に「現光寺の再興を文智女王が支援し、本堂の建立が行われる」と記されている（同『図録』二六六頁）。

三八 現光寺聖教（小箱18号1）

三九 現光寺聖教（小箱18号2）

四〇『普門山記』は活字化されているようであるが、入手できなかった。しかし、『普門山記』の注釈書である泰洲如実の（あ62箱13号）『普門山記泰洲和尚和解』により大体のことは把握できる。そこには、

延宝七年^{ツチノト}己未の冬を以て各衆と共に、預め修懺するは五七日なり。因て楨尾の雲松比丘を延て梵網の大戒を受く。乃ち十一月初九日なり。此の一段は始て御受戒とりをこなはせらるる年月^{トキ}を記させらるるなり。○「各衆と共に」とは、御次の衆と一時に共にあそはすとの事なり。○「預め修懺」とは、「預」はまへかたと云う義。「修懺」は前行に滅罪懺悔の法を修し玉ふなり。○「五七日」とは其の期限なり。○「因延」とは、「因」は御受戒会とりをこなはせらるるに

よりて云う意。「延」は引なりと訓するなり。雲松を此の御殿工^{ヒキイ}引入させらると云う意なり。

とあり、延宝七年（一六七九）十一月九日に文智女王が雲松実道を円照寺に招いて菩薩大戒を受けたことが確認できる。

四一 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一七八頁。

四二 現光寺聖教〔あ33箱12号〕

四三 現光寺聖教〔大別1号〕

四四 現光寺聖教〔あ46箱50号〕

四五 現光寺聖教〔あ12箱82号〕

四六 現光寺聖教〔あ67箱1号16〕

四七 現光寺聖教〔あ49箱150号〕

四八 現光寺聖教〔あ49箱151号〕

四九 靈元天皇の第四皇子で、泉涌寺への帰依篤かった東山天皇（一六七五～一七〇九）を指している。

五〇 関口静雄・高松世津子「〔翻刻解題〕榎尾山西明寺藏月潭道漱自筆資料―『明忍律師塔銘』『西明寺鐘銘』翻刻と解題」〔『学苑』昭和女子大学紀要 第九七〇号、二〇二三年〕によれば瑞石山永源寺（臨濟）第九十一世の一絲文守（一六〇九～一六四六）の弟子にあたる一通妙愚（生没年不詳）と本寂に交流があり、妙愚が本寂に喜捨若干両と仏舍利一百余粒を托したとされる。

五一 現光寺聖教〔あ49箱86号〕

五二 下坂守「現光寺文書・大智寺文書解説文」〔『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』〕。

五三 「釈氏雲松」の印記について、苦米地誠一氏は、後世の歴代が自身の所持本に対して、現光寺中興の祖である「釈氏雲松」印を、現光寺印の代わりに捺した可能性を示唆される。

五四 雲松撰述の聖教については苦米地誠一氏より報告がなされている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第三冊』一七一～一七二頁）。この他、真筆かどうかは不明であるが、現光寺聖教（あ65箱39号）『梵網古述玄談』の表紙に「現光寺／松和上作」とある。詳細については筆者未見のため更なる調査を要するが、一応紹介として記載しておきたい。

五五 現光寺聖教（あ44箱20号）

五六 目録では「写／之 之拜」とある所を、苦米地誠一氏の論考では原本を確認して「写／之 元瑞拜」と改めていることから、本稿でも苦米地氏の記載に依った。

五七 現光寺聖教（あ31箱22号）

五八 現光寺聖教（あ12箱60号）

五九 「現光寺文書・大智寺文書解説文」（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一七七頁）。

六〇 現光寺聖教（あ31箱29号）

六一 「現光寺文書・大智寺文書解説文」（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一七三頁）。

六二 現光寺聖教（あ49箱57号）

六三 現光寺聖教（あ64箱30号）。また嘉永七年（一八五四）四月二十五日（一八五四）に恵行によって書写された現光寺聖教（あ61箱30号）『受戒作法』にも「別授尼衆本法僧中之法則」「法華寺剃髪作法」が収められている。

六四 現光寺聖教（あ25箱34号）

六五 現光寺聖教（あ29箱14号）。尚、本書については川崎大師教学研究所以『羯磨文談議』研究会の折、新大仏寺（現三重県伊賀市）の旧蔵であった川崎大師教学研究所以蔵本の中に、おそらく同書と思われる「菩薩戒通受三國相伝法脈図 自」

法相宗「伝」の存在を確認できた。その詳細についてはここでは取り上げず、同研究会の研究報告にて触れる予定である。

六六 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一七二頁。

六七 上田霊城「鎌倉仏教における戒律の宗派化」（『密教文化』第一一二号、一九七五年）。尚、法相宗の相伝については、徳田明本氏が『律宗概論』（五九八～五九九頁、一九六九年）にて、叡尊の戒律復興運動は遍学三蔵（玄奘）・慈恩（基）相承の通受戒法を復興したもの、として興味深い指摘をされている。

六八 「教宗」と「戒宗」については、令和五年六月に総本山智積院で開催された第二十四回智山総合研修会における苦米地誠一氏の講義資料「大師入唐以前の日本仏教」による。

六九 『大日本仏教全書』一〇五巻、一三頁上。

七〇 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』二九五頁。

七一 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』。

七二 戒門元澄（澄）

七三 西明寺第十七世。苦米地誠一氏は現光寺聖教（い3箱14号1～2）『愚問決集本』の奥書をもとに生駒山宝山寺般若窟開山の湛海（一六二九～一七二六）と普聞寂然の師弟関係、普聞寂然―秦洲如実―観明一円に相伝があったことを指摘されている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一六五頁）。湛海については『神鳳一派僧名帳（延宝く慶応二年）（八一〇）』（『稻城信子』『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」九一頁上段）によれば「^{退叢}寶山房湛海 具戒時延宝四年正月十七日辰時上分／正徳六^丙年五月十六日入寂」とあり、神鳳寺にて一六七六年に自誓受戒しているが、後に退叢している。

実際、現光寺には湛海関係として現光寺聖教（あ39箱82号）『生駒山般若窟湛海律師行状』や現光寺聖教（あ25箱4号）『宝山寺開山湛海律師書像記』があり、現光寺聖教（い14箱72号1～1～3）に「地藏院流灌頂印信」・「血脈」・「紹文」（貞享三年四月二十日…一六八六）が確認でき、湛海より寂然が地藏院流を授かっていることが知られる。

そして大智寺には元禄七年（二六九四）七月「般若窟宝山湛海」の書写として『大隨求印秘決』（大智寺聖教（8—133））が伝わっている。その他、寂然は生駒山以外でも元禄四年（二六九二）八月十七日に海龍王寺にて『十一面觀自在菩薩念誦次第（私）』（大智寺聖教（8—133））、『金剛界念誦私記』（大智寺聖教（9—17）書写年不明）などを書写している。

また現光寺聖教（あ12箱73号）「山城州相楽郡木津ノ庄枝村西教寺之道場ニメ^{原々マ}開眼供養願文」によれば寂然は貞享四年（二六八七）四月に木津西教寺（木津庄枝村）にて本尊（仏師：法橋常安）の開眼供養を行っており、木津西教寺（木津庄枝村）との交流が確認できる。

七四『自誓受具同戒録』（稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一六頁下段）。

七五『自誓受具同戒録』（稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一五頁下段）。

七六『自誓受具同戒録』（稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一七頁上段）。

七七 西明寺第二十二世。『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』（二九五頁）では第二世戒門元激が「西明寺第二十二世」と記されているが、『自誓受具同戒録』（稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一六頁下段—一七頁上段）の記述を考慮して泰洲如実を第二十二世とした。

また現光寺聖教には洞泉性善（二六七六—一七六三）関係の資料も確認できる。洞泉は醍醐の報恩院流法務大僧正寛順について法を禀け、東大寺戒壇院・真言院の長老をつとめた真言宗僧で、現光寺や大智寺にも近い瓶原の貞福寺に住していた。そして智積院第二十二世能化となる動潮等に醍醐三寶院流憲深方（報恩院流）を伝受し、これによって智積院内で法流伝授が行われるようになった。洞泉については『自誓受具同戒録』（稻城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一七頁上段）によれば「永佑祐誉大徳 後改洞泉性善 宝曆十三癸未十月廿四日寂／戒壇院長老真言院新禪院住」とあり、木隆良成（？—一七六五）・智政慈開（生没年不明）とともに西明寺で享保八年（一七二三）十一月十四日に受戒している。洞泉と泰洲に関する資料として現光寺聖教（い13箱15号）『求聞持次第』（元文三年書写…一七三八）の奥

書には「元文三（戊午）天霜月中院以／貞福主洞泉律師本写之 如実」とあり、さらに時代は不明であるが現光寺聖教（い13箱82号1）『印可加行表白・現光寺聖教（い13箱82号2）』『両部大法大阿闍梨位毘盧遮那根本最極伝法密印金剛界伝法灌頂密院事』は包紙一括とされ、その上書に「報恩院憲深方／印可加行表白／如実」、如実の裏書に「現光寺大和尚 性善」とあることから洞泉と泰洲の間に交流があったことが知られる。

尚、泰洲は山城相楽郡瓶原海住山寺宝篋院宛に「宗旨請状之事」（現光寺聖教「宗旨請状之事」（61箱40—11））を送付しており、地理的にも近いことから海住山寺の僧とも交流があったのであろう。

七八『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一七頁上段）。

七九 泰洲如実の弟子。

八〇『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一七頁下段）。

八一 石泉慧然の弟子。『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』（二九五頁）では没年が「天明五年六月十三日」（一七八五）となっているが、『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一七頁下段）では「明和八年辛卯八月十三日寂」（一七七二）となっている。これについては精査を要するが、現時点では没年を明和八年（一七七二）としたい。

ところで泰洲如実―観明一円の相伝があったことも関係しているのか、観明が洞泉性善に受法した資料も確認できる（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一八七頁）。また同報告書（一八七頁）において苦米地誠一氏は宝暦十三年三月四日に大阿闍梨道光が観明に授けた秘密灌頂印信を紹介し、道光が神照院の懷宝道光（？）（一七八六）であると指摘されている。『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一七頁下段）によれば西明寺の「第二十五代衆首」で「天明六丙午正月八日寂神照院一代／浪花ノ人恵定ノ弟子夏四十七」とあり、神照院に住した恵定道全（一六七一―一七三四）の弟子になる（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一六頁下段）。さらに道光は現光寺第四世天桂道標（現光寺における観明の一代前）とともに元文四年（一七三九）

に受戒していることから、同門として何かしらの繋がりがあったのではないだろうか。

尚、神照院は『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一三頁上段）によれば西明寺「第八代衆首」の全理恵燈（一五六七～一六四八）により開基された寺院で、『真言律宗西明寺派下寺院牒』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一〇頁）にも「桂昌院様御寄附 山城国乙訓郡大山崎／一 拾石 社地 末寺壹箇寺 神照院」とあり、桂昌院関係で西明寺の末寺として名前が確認できる。

八二『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一七頁下段～一八頁上段）。

八三 現光寺聖教（小箱49号21）『光忍尊嶽鎮守修復記』の奥書には「時干原文ママ文六年五月中旬 隠居尊嶽（慎言）」とある。この「文六年」について光忍尊嶽の活躍時期（？～一八二四）、そして「文」の一字があることを考慮してみると「寛文六年（一六六六）や元文六年（一七四一）」とは考えにくい。これは「文化六年（一八〇九）や文政六年（一八二三）」を指すのであろうか。いずれにしても、この時光忍尊嶽は隠居していたことが知られ、義潭快龍に住持を託していたのであろう。

八四『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」二〇頁上段）。

八五 光忍尊嶽の弟子。現光寺には高野山真別処円通寺の第九世妙瑞（一六九五～一七六四）関係の聖教が確認できる。後述するが高野山真別処は西明寺で受戒した賢俊良永が中興した寺院であり、後に有部律興隆運動を展開した有部律派の中心道場となる。妙瑞はそれらの運動を興した密門（？～一七八八）や学如（一七二六～一七七三）らの師にあたる。

その聖教とは義潭所持と思われる現光寺聖教（あ14箱3号1）『梵網経開題聞書卷上』で、識語として五丁目に「宝暦八年戊寅年五月二十一日丙午志之／高野山金剛峰寺沙門妙瑞」、八丁目に「宝暦八年戊寅年三月日／南山金剛三昧院快弁題」とある。

八六『自誓受具同戒録』（稲城信子『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」二〇頁上段）。

八七 光忍尊嶽より伝受を受けている（現光寺聖教〔あ61箱73号〕『疱瘡除去作法』断簡）。また現光寺聖教〔あ61箱71号〕『護摩次第』断簡の奥書に「右以／大僧都・道教御房御自筆本記／書了了／寛文十年極月十二日泉涌寺末流／求法比

丘 澄水光映 文政二卯三月洛西槇尾山西軒／許可前行之砌依^{原文ママ}比次第修^{原文ママ}比護摩法／終書写置者也沙弥恵行礼讓房」とあり、恵行が文政二年（一八一九）に本書を西明寺に於いて書写したものであることが知られる。この澄水光映（一六二二～？）については時代的に本寂慧澄や雲松実道と同時期に活躍した人物なのであろう。澄水光映に関する資料については現光寺聖教（あ50箱31号）『持戒清浄之大事』（延宝元年十二月十八日書写・一六七三）に「明徳四年十一月十五日寧子院住持大徳賢威相伝介資／□泉／応永十六年二月月相伝元普／文安五年戊辰八月二十日自宣秀大法相伝／西大寺行事金剛澄意三卷共一筆御写之／寛文二壬寅曆五月十二日書写之西青戸延命寺東小松正福寺 永盛生年七十才／延宝元年十二月十八日書写畢／東山泉涌寺明月庵主澄水光映五十一才」とあり、延宝元年（一六七三）の時五十一歳には泉涌寺明月庵主であつたことがわかる。またこの澄水光映関係の資料は大智寺聖教の中にも多く確認できる。

この他、現光寺と泉涌寺関係の聖教については「泉涌寺雲龍院 義豊」などの関係が指摘されている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』）。

八八 現光寺聖教（い15箱44号）『四分戒本講讀積一卷・元三鈔三論宗論』によれば本書を書写した天保九年（一八三八）の時点では「沙弥恵行」であつたが、弘化三年（一八四六）七月二十三日（現光寺聖教「あ25箱22号」）『阿毘達磨俱舍論法義玄談』には「現光寺比丘」を名乗っていることから受戒は、その間に行われたのであろう。これについて現光寺聖教（あ61箱30号）『受戒作法』の奥書に「于時元和九年癸亥三月二十日書写之今度三月十／六日より於西大寺道場□受戒執行之時書／写之東宝^{原文ママ}四覚洞^{原文ママ}遍十五／□初／東都管原喜光寺□住持職之月以庫藏／本写之／^{原文ママ}廿元禄三年庚午春三月日／此丘宇雲松□実道法^{字か}□二十七／行年五十有／于時嘉永七歳甲寅□四月二十五日為令法久／住樂学者慎而写之／比丘字恵行□礼讓^{諡か}生年癸^{卯か}生／七十二歳法□十一夏^{開か}とある。これによれば恵行の法臘は嘉永七年（一八五四）四月二十五日の時点で十二夏（夏安居を十一回過ぐす）を迎えていることになり、その受戒日は逆算して天保十四年（一八四三）であろう。

八九 大智寺聖教（7箱102号）『《幸心》成身会九会修行』に「右依九会密記之意取要／誌之了／深歎恩慈」という記録のみ確認できる。

九〇『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』（一八七～一八八頁）において苦米地誠一氏が奥書を紹介して解説されている。

九一稲谷信子「奈良市・西大寺所蔵典籍文書の調査研究」（五七～五八頁）。

九二現光寺聖教（あ43箱23号）

九三雲松の所持本であつたかは不明であるが、雲松の印記が確認でき、所持の可能性があるものを左記の通りあげておきたい。

・現光寺聖教（あ4箱3号1）『帰元直指集』（寛永十一年十一月吉日刊…一六三四）

・現光寺聖教（あ4箱50号）『福源石屋珙禪師語錄卷之上』（万治二年刊…一六五九）

・現光寺聖教（あ22箱6号1～6）『宋文憲公護法錄』（寛文六年十一月…一六六六）

・現光寺聖教（あ65箱1号）『雪堂行和尚拾遺錄』（元禄十六年刊…一七〇三）

・現光寺聖教（あ4箱14号）『緇門宝蔵集卷之上』（刊年不明）

・現光寺聖教（あ4箱56号）『但州大明開山月庵禪師語錄上』（書写年不明）

・現光寺聖教（あ4箱63号1～2）『大慧譜覚禪師宗門武庫』（刊行年不明）

など他多数あり、雲松印記があつても時代的に符合しない本もある。これについて苦米地氏が、雲松の示寂後に恵行礼讓が現光寺の蔵書印代わりに用いた可能性を指摘している。

九四『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』（一五九頁）。

九五『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』（一五八頁）。

九六現光寺聖教（小箱49号15）

九七現光寺聖教（あ62箱6号1～4）

九八現光寺聖教（小箱49号5）

九九現光寺聖教（小箱49号6）

一〇〇 現光寺聖教（大箱1号1）

一〇一 現光寺聖教（小箱49号14）

一〇二 関口静雄・高松世津子「榎尾山西明寺蔵 月潭道澈自筆資料―『明忍和尚行業曲記』翻刻と解題」（『学苑』昭和女子大

学紀要 第九六七号、二〇二二年）や関口静雄・森慈尋・高松世津子「榎尾山 西明寺蔵『對州諸師和韵等』『五山諸
徳香偈』翻刻と解題」（『学苑』昭和女子大学紀要 第九七一号、二〇二三年）では、対馬で没した明忍を偲び、そし
て明忍の行跡を顕彰した「中興榎尾山西明寺俊正嗣忍律師塔銘」（墓塔）を示して、雲松のことを取り上げている。

一〇三 苔米地誠一氏は天和二年（一六八二）に書写された現光寺聖教（あ64箱35号）『覆養山現光寺記』をもつて現光寺
再興の由来、雲松の禅宗や浄土宗への関心を指摘されている（『木津川市美術工芸品調査報告書 第二集 現光寺・大
智寺資料調査報告書 第二冊』一五九頁）。

なお、現光寺聖教（小箱17号）も『覆養山現光寺記』であり、その奥書に「峇／延宝壬戌歲初夏吉／旦／峨沙
門道澄月潭／和南書」とある。この「延宝壬戌歲」は存在しないため、現光寺聖教（あ64箱35号）本と同様に天
和二年壬戌（一六八二）の書写と考えられる。

一〇四 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』一五九頁。

一〇五 現光寺聖教（あ57箱7号）（書写年不明の写本）。またあわせて現光寺聖教に（あ64箱14号）『明忍律師行華記』
がある。その表紙に「〈榎尾〉開祖嘆徳章 洪、奥書に「正徳二年歲次壬辰首夏吉旦吉旦／山我峇指禅庵沙門月潭道
澄敬撰」とあり、貴重な明忍行状関係資料が残されていることをここに記して紹介しておきたい。

一〇六 現光寺聖教（大箱22号）

一〇七 現光寺聖教（大箱1号2）

一〇八 現光寺聖教（大箱3号1）

一〇九 『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第一冊』九頁。

一一〇 現光寺聖教（小箱49号12）

一一一 現光寺聖教（小箱4号）

一二二 現光寺聖教（小箱14号）

一二三 「現光寺・大智寺文化財調査報告書 絵画」（『木津川市美術工芸品調査報告書 第一集 現光寺・大智寺資料調査報告書 第二冊』二五二頁）。

一四 現光寺聖教（あ49箱28号）

一五 現光寺聖教（あ36箱136号）

一六 現光寺聖教（小箱4号）

一七 藤谷厚生「近世初期における戒律復興の潮流―賢俊良永を中心に―」（『四天王寺国際仏教大学紀要』人文社会学部第三七号、二〇〇三年）。

一八 従来の四分律を依用する僧と有部律興隆を掲げる僧侶の間で論争が展開され、真言宗系統のみならず、広く影響を与えたと考えられている。

一九 天台宗への影響は、別な機会を期して考察したい。

二〇 現光寺聖教（あ14箱3号1）

二一 現光寺聖教（あ36箱48号）

二二 定深（一〇四八―一一〇八）のこと。

二三 大智寺聖教（8箱202号）

二四 『神鳳寺一派僧名帳（延宝〓慶応二年）』（『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」一〇五頁下段）に「素静房大柱^{第十七}」^二、

その下に「和州聖林寺六世天保五甲辰九月十六日円寂／具戒得時同年同月同日辰時中分上」とある。この「同年同月同日」は同日に受戒した他四人と同じであろうから、天明八年（一七八八）三月十八日になろう（『同僧名帳』参照）。

一二五 京坂奈情報教育出版『大和北部八十八ヶ所霊場巡拝ハンドブック』参照。なお、叡弁や一源の活動については資料が見当たらないため、今後の課題としたい。

一二六 稲城信子『日本における戒律伝播の研究』二〇頁。

一二七 寺島良安編『和漢三才図会』下巻、一〇五一頁上段（東京美術出版）。

一二八 現光寺聖教（あ46箱40号）

一二九 『神鳳寺一派僧名帳（延宝〳慶応二年）』（『日本における戒律伝播の研究』『翻刻編』九五頁下段）に「^{湯葉}超海房通性」、その下に「具戒得時宝永六年霜月廿日卯時上分中／宝暦九卯十一月晦日遷化僧臘五十俗七十九／安樂寺中興三世洞照寺中興開基／播州三木郡吉川谷中邑□俗姓佐藤氏忠信後」とある。洞照寺については不明であるが『永代所定末寺帳（延宝四年）』（『日本における戒律伝播の研究』『翻刻編』八八頁下）には「泉州平居寶樹山安樂寺住持 快円（花推）」とあり、安樂寺の名前が記されている。これについては藤谷厚生氏が「真濟圓忍律師の伝記と行跡について」（『四天王寺大学紀要』第五九号、二〇一五年）において「泉州大烏郡平居邑寶林山安樂寺」として快円が兼住していた安樂寺であると指摘されている。

一三〇 『四天王寺大学紀要』第五九号、二〇一五年。

尚、本論考では戒律に関する黄檗宗僧の部分を取りあげたが、藤谷氏の御論考には真濟円忍の「^{湯葉}禅」への傾倒による交流も指摘されている。

一三一 宇都宮啓吾「智積院における聖教の継承と集積 新文庫聖教を手掛かりにして」（『智山学報』第六〇輯、二〇一一年）。

一三二 大谷由香「智積院新文庫聖教にみる十五〳十六世紀の戒律研究について」（『印度学仏教学研究』第六〇巻第二号、二〇一二年）。

一三三 生年については（財）大和文化財保存会援助事業による「聖林寺の版木」（二二頁）にて二六七九年の誕生とされていたが、典拠が不明のため本論考では採用しなかった。また『神鳳寺一派僧名帳（延宝〳慶応二年）』（『日本における戒律伝播

の研究』「翻刻編」九二頁下段）にも、

「具戒得時延宝七年己未二月二十有一日辰時後分京師之産姓森氏」（別筆）／享保五庚子歳五月二日卒佐々木ノ末孫也とあり、森氏に生れ、享保五年（一七二〇）に没していることが知られる。

一三四 徳田明本『律宗概論』（百華苑。一九五九年）六四〇頁。

一三五 『日本大蔵経』第九八巻「解題二」（一三九頁）の『教誡新学比丘護律儀輯解』についての解説。

一三六 『仏書解説大辞典』にも「智積院内遍照院の住僧玄心正亮」という記述が確認できる（『仏書解説大辞典』第二巻、二六四頁中段）。

一三七 藤谷厚生「通玄律師と『菩薩戒行事鈔』」（『四天王寺国際仏教大学紀要』人文社会学部 第四二号、二〇〇六年）。また

藤谷厚生氏は徳田明本氏の主張する性亮の生没年や通玄との論争などについて疑義を呈されている（藤谷厚生「通玄律師と『菩薩戒行事鈔』」（『四天王寺国際仏教大学紀要』人文社会学部 第四二号、二〇〇六年）。

一三八 川崎大師教学研究所蔵『弘法大師入定出現明遍文便蒙記序』二二丁右。

一三九 川崎大師教学研究所蔵『弘法大師入定出現明遍文便蒙記序』一丁左～二丁右。

一四〇 例えば『青龍山野中寺僧名録 B本（寛永～明治二五年）（十一）』（『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」五一頁上段）によれば、野中寺第十四世で三輪山平等寺観音院に住したとされる慧行行円（『慧海行円…？』一七二四～？）などが挙げられる。

また智積院関係の僧として『青龍山野中寺僧名録 B本（寛永～明治二五年）（十一）』（『日本における戒律伝播の研究』「翻刻編」五〇頁上～下段）によれば、

・「寂潭覚徴『初掛錫洛東智積院後入律門於／当山受満分戒』」

・「徳岩性謙 播州之人依止湛堂和尚／初於密門出家懸錫於洛東智／積院後入律」

などが確認できるが、「同僧名録」を確認すると真言系統では長谷寺（豊山）や新大佛寺の僧なども野中寺にて受戒して

いる。これらは竹内街道や伊勢街道、伊賀街道などを通して繋がっており、そのような交通の影響もあったのであろうか。

一四一 藤谷厚生「通玄直心の梵網律構想について」（『印度学仏教学研究』第五六卷第一号、二〇〇七年）。また同論文によれば通玄は華嚴僧鳳潭僧濬とも戒律論争を展開している。

ところで現光寺には通玄関係の資料として朱方印陰刻「実道之印」・朱方印陰刻「雲松之印」が押印された現光寺聖教（あ21箱2号）『菩薩戒本宗要資糧鈔』があるが、宝永四年（一七〇七）刊行のため雲松所持本ではない。

一四二 大神神社史料編集委員会編『三輪流神道の研究—大神神社の神佛習合文化』一四二—一四四頁。

一四三 『神鳳寺一派僧名帳（延宝）慶応二年』（『日本における戒律伝播の研究』『翻刻編』九二頁上段）に「具戒得時寛文十一年正月廿日巳時上分ノ元禄八年乙亥極月十一日叙」とある。さらに『永代所定末寺帳（延宝四年）』（『日本における戒律伝播の研究』『翻刻編』八八頁下）に「一、高野山^{法本}真別処靈嶽山円通寺住持 法雲（花押）」、「紀州野上三寶峰松山院住持 法雲（花推）」と確認できる。

一四四 『続真言宗全書』第三五卷、八二頁。なお近年、上記伝記にて「具に別記の如し」と記された別記と思われるもの（『元如の行状に関する資料』）が見つかったが、本論考で取り上げるには本稿の紙数が不足しているため、別な機会に譲りたい。

一四五 現光寺聖教（あ24箱7号1）。現光寺聖教（あ24箱7号2—1）・現光寺聖教（あ24箱7号2—2）とともに帙に一括。

一四六 大智寺聖教（8箱153号）

一四七 大智寺聖教（15箱111号1）（天明二年三月十三日—一七八二年書写）。大智寺聖教（15箱111号2）『阿闍梨妙極行幸伝法灌頂阿闍梨職位事』（天明二年三月十三日—一七八二年書写）・大智寺聖教（15箱111号3）『伝法血脈』（書写年不明）・大智寺聖教（15箱111号4）『大阿闍梨沙門尊堂授玉泉伝法灌頂阿闍梨職位事』（天明三年十一月十二日—一七八三年書写）と包紙一括。

一四八 大智寺聖教（15箱112号1—3）

一四九 現光寺聖教（あ40箱5号）。苦米地氏によれば、本書は写本であり、目録で「刊記」の項にある一文は奥書である。

一五〇 大智寺聖教（15箱86号）

一五一 大智寺聖教（15箱87号）

一五二 大智寺聖教（15箱88号）

一五三 「吽」の字については大智寺聖教（15箱90号）『光明灌頂印言』などでも確認できた。

一五四 大智寺聖教（15箱92号）

一五五 大智寺聖教（15箱2号）

一五六 大智寺聖教（15箱93号）

一五七 大智寺聖教（15箱15号1）。大智寺聖教（15箱15号2）『伝法許可灌頂印信案』と包紙一括。また奥州岩城の沼

之内密蔵院については大智寺聖教（15箱16号1）『阿闍梨有寛授胎通兩部灌頂印信案』と大智寺聖教（15箱16号2）『阿闍梨有寛授胎通伝法灌頂阿闍梨位案』（包紙一括）にも、その名が確認できる。

一五八 現在の福島県いわき市にある真言宗智山派に属する密蔵院か。胎通は磐城（現在の福島県東部）出身のため、縁もあつて同じ磐城の寺院である密蔵院にて学んだのであろう。

一五九 大智寺聖教（15箱28号2）。大智寺聖教（15箱28号1）『伝法許可灌頂印信案』と包紙一括。

一六〇 詳細不詳。智積院内に頼瑜を祀る堂舎を中性院といったのであろう。

一六一 大智寺聖教（14箱1号1）。大智寺聖教（14箱1号2）『大阿闍梨僧正胎通授頼弁伝法灌頂阿闍梨位信案』と包紙一括。

一六二 これは包紙に「幸心院憲深方法流」と記されていることから、報恩院憲深方（幸心流）の相承であつたようである。

一六三 『正統蔵経』R本、第一〇五卷、一一頁下段。

〈キーワード〉 現光寺、大智寺、雲松実道、西明寺、近世戒律復興運動